



風水害等給付金付火災共済・自然災害共済

加入者（契約者）のしおり



取扱団体：日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)

はじめに

契約者(組合員)の皆さま、
全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済)の共済を
ご契約いただきましてありがとうございます。

この「加入者(契約者)のしおり」は、
火災共済・自然災害共済のご契約内容に関する大切な事柄を
わかりやすくご説明しています。
詳しくは「契約規定」をご覧ください。

「加入者(契約者)のしおり」には、
各共済の「契約規定」の参照ページを記載してあります。
必ずご一読され、契約内容をご確認いただき、
契約証書とともに大切に保管してください。

また、内容についてご不明な点がございましたら、
全労済までお尋ねください。

なお、このCO・OP火災共済は、
全労済の風水害等給付金付火災共済事業規約および細則と
自然災害共済事業規約および細則に
もとづく商品です。

新しく組合員になられた方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業
を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員
の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければ
どなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済
に加入できます。新しく組合員とされる方には、生活協同
組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています
(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。
出資金は、所属団体と全労済の取り決めによる方法でお支払い
いただきます。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効
となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されな
い場合には、速やかに全労済へご連絡をいただき、組合員出資
金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を
利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、
脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただ
く場合がありますのでご注意ください。

罹災時のお願い

災害にあわれ、その事実を全労済へご連絡していただいた後、被
害状況の調査が行なわれます。

調査は全労済または、新潟県総合生協が行いますが、休日の場合
は休日明けに行くこととなります。このため、それまではできる限り
損害物を捨てずに保管してください。損害物を破棄(または建物
修復および取り壊し)せざるを得ないときは、損害物すべての写真を
(1枚でおさまらない場合は、数枚に分けて)撮影し、被害状況がわ
かるようにしてください。

撮影にあたっての留意点は以下のとおりです。

(1) 撮影にあたって

損害物(家財)を損害場所から移動する前に撮影してください。た
だし、住宅契約のみの場合は、家財を移動した後の写真でもかま
いけません。

※衣類の損害については、積み重なっている状況の写真でもかま
いけません。

(2) 住宅または家財の一部に損害があった場合

①損害物を中心にその周辺と損害のいちじるしい箇所を撮影してく
ださい。

②ひとつの部屋全体に住宅・家財の損害があったときは、部屋全体
の損害がわかるように、部屋の4面をそれぞれ撮影してください。

(3) 住宅・家財の全体に損害があった場合

上記(2)の②と同様に、部屋全体の損害がわかるように、部屋の
4面をそれぞれ撮影してください。

ただし、外から部屋の損害がわかる(部屋が全焼している)場合は、
外から撮影してください。

加入者(契約者)のしおり

1. 加入できる方(契約者になれる方).....	5
2. 共済商品の概要.....	5
3. 基本保障・共済の目的など.....	6
4. 掛金と払込方法.....	14
5. 告知義務(加入申込書の記入上の注意事項).....	15
6. クーリングオフ.....	15
7. 契約内容に関する届け出.....	15
8. 共済金の請求手続き.....	15
9. 共済金等を確実にご請求いただくために.....	16
10. 共済金請求の時効.....	16
11. 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い.....	16
12. 契約の解約・取り消し・無効・解除・消滅.....	17
13. 掛金の保険料控除.....	17
14. 共済金の税法上の取り扱い.....	17
15. 割り戻し金.....	18

契約規定

●風水害等給付金付火災共済・自然災害共済事業 契約規定.....	20
----------------------------------	----

巻末資料

●組合員および出資金について.....	107
●個人情報および特定個人情報にかかる保護方針.....	108
●ご加入者の個人情報の共同利用について.....	111
●苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて.....	111
●全労済連絡先一覧.....	113

専門用語については、契約規定に詳しく記載しております。
下記のページをご確認ください。

○火災共済・自然災害共済の用語の定義.....	22~25
○借家人賠償責任特約の用語の定義.....	68
○類焼損害保障特約の用語の定義.....	74
○盗難保障特約の用語の定義.....	83

☆「火・契約規定」とは、「風水害等給付金付火災共済・自然災害共済事業 契約規定」のことをいいます。

■同じ商品でも、「加入者(契約者)のしおり」と「契約規定」で呼び方が異なるものがあります。

加入者(契約者)のしおりでの名称	契約規定での名称	商品を合わせた呼び名
火災共済	風水害等給付金付火災共済	CO・OP火災共済
自然災害共済	自然災害共済	

この加入者(契約者)のしおりは、ご契約について特にご確認いただきたい事項を記載したものです。

なお、ご契約に関する詳細については、P. 19から記載の契約規定を必ずご確認くださいませますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。

—— 加入者のしおり ——

1. 加入できる方（契約者になれる方）

加入できる方（契約者になれる方）は、契約の発効日または更新日において、生協の組合員または組合員と同一世帯の方となります。なお、住宅契約の場合は、住宅の所有者に契約者となっていただきます。

※ 借家人賠償責任特約を付帯される場合は、借用住宅の借主が被共済者となります。ただし、共済契約関係者（契約者およびその人と生計を一にする親族）であることが条件となります。

2. 共済商品の概要

(1) 火災共済

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

(2) 自然災害共済

火災共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一してご加入ください）。

(3) 特約

火災共済にセット加入できる特約の概要はつぎのとおりです。

①借家人賠償責任特約

借用戶室の借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用戶室に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします（火災共済の家財契約30口以上加入の場合）。

②類焼損害保障特約

契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします（火災共済に30口以上加入の場合）。

③盗難保障特約

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（火災共済のみの加入で家財契約30口以上加入の場合）。※家財のみが保障対象となり、住宅部分については保障の対象外です。

(4) 火災共済・自然災害共済の風水害保障なしタイプ（マンション構造専用）

火災共済・自然災害共済において、風水害リスクの低いマンションのために風水害保障を不担保にし、掛金をお手頃にした保障です。

3. 基本保障・共済の目的など

(1) 基本保障・お支払いする共済金

各種共済と特約の共済金の種類と、お支払いする共済金額についての概要は次表のとおりです。

具体的な共済事由やお支払いできない場合については、契約規定に記載しております。各表の下に記載の契約規定をご確認ください。

■火災共済

共済金の種類	共済金額				
	被害の程度	1口あたりの共済金	支払額		
火災等共済金	全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額		
	半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額		
風水害等共済金	被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	
	全壊・流失	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	300万円	
	半壊	住宅の損壊率 20%以上 70%未満	15,000円	150万円	
	一部壊	損害額	100万円 超え	4,000円	40万円
			50万円 超え 100万円 以下	2,000円	20万円
		20万円 超え 50万円 以下	1,000円	10万円	
		10万円 超え 20万円 以下	500円	5万円	

風水害等 共済金	床上 浸水	全床 面の 50% 以上	150 cm 以上	15,000 円	150 万円
			100～ 150 cm 未満	10,000 円	100 万円
			70～ 100 cm 未満	7,000 円	70 万円
			40～ 70 cm 未満	5,000 円	50 万円
			40 cm 未満	3,000 円	30 万円
	全床 面の 50% 未満	100 cm 以上	3,000 円	30 万円	
		100 cm 未満	1,000 円	10 万円	
	※住宅・家財いずれかのための契約の場合、支払限度額は上表の半額				
持ち出し 家財共済金 (家財契約が ある場合)	100 万円または家財の契約共済金額の 20%限度 (いずれか少ない額)				
臨時費用 共済金	お支払いする火災等共済金・風水害等共済金の 15% (火災等共済金の場合は 200 万円限度)				
失火見舞 費用共済金	100 万円または契約共済金額の 20%限度 (いずれか少ない額) ※第三者 1 人あたり 40 万円限度				
水道管凍結 修理費用 共済金 (住宅の加入 口数 20 口 以上の場合)	10 万円限度				

バルコニー 等修繕費用 共済金 (住 宅契約があ る場合で、か つ、マンション 構造のみ)	30 万円または住宅の契約共済金額限度 (いずれか少ない額)	
漏水見舞 費用共済金 (マンション 構造のみ)	50 万円または契約共済金額の 20%限度 (いずれか少ない額) ※第三者 1 人あたり 15 万円限度	
修理費用 共済金 (マンション 構造のみ)	100 万円または契約共済金額の 20%限度 (いずれか少ない額)	
住宅災害 死亡共済金	1 人 300 万円限度 (1 人につき 1 口あたり 5,000 円)	
風呂の空だ き見舞金	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5 万円 風呂釜のみが使用不能になったとき 2 万円	
付属建物等 風水害 共済金 (住宅の加入 口数 20 口 以上の場合)	被害の程度	2 万円 (1 世帯あたり)
	付属建物や付属工作物の風 水害等による損害額が 10 万 円超え	

■自然災害共済

共済金の 種類	共済金額				
	被害の 程度	損害の程度	大型タイプ	標準タイプ	
風水害等 共済金			全壊・ 流失	住宅の 損壊率	70%以上
	(支払 限度額)	(支払 限度額)			
	70,000 円 (4,200 万円)	50,000 円 (3,000 万円)			

風水害等 共済金	半壊	住宅の 損壊率	50%以上	49,000円	35,000円
				(2,940万円)	(2,100万円)
			30～ 50%未満	35,000円	25,000円
	(2,100万円)	(1,500万円)			
	20～ 30%未満	21,000円	15,000円		
		(1,260万円)	(900万円)		
	一部壊	損害額	100万円 超え	14,000円	10,000円
				(840万円)	(600万円)
			50万円 超え100 万円以下	7,000円	5,000円
				(100万円)	(100万円)
			20万円 超え50 万円以下	2,800円	2,000円
				(50万円)	(50万円)
	10万円 超え20 万円以下	1,400円	1,000円		
		(20万円)	(20万円)		
	床上 浸水	全床 面の 50% 以上	150 cm 以上	35,000円	25,000円
				(2,100万円)	(1,500万円)
			100～ 150 cm 未満	25,200円	18,000円
				(1,512万円)	(1,080万円)
			70～ 100 cm 未満	21,000円	15,000円
		(1,260万円)		(900万円)	
40～70 cm未満		14,000円	10,000円		
		(840万円)	(600万円)		
40 cm 未満		7,000円	5,000円		
		(420万円)	(300万円)		
全床 面の 50% 未満	100 cm 以上	7,000円	5,000円		
		(420万円)	(300万円)		
	100 cm 未満	2,100円	1,500円		
			(126万円)	(90万円)	

地震等 共済金	被害の 程度	損害の程度	大型タイプ	標準タイプ	
			1口 あたりの 共済金	1口 あたりの 共済金	
			(支払 限度額)	(支払 限度額)	
	全壊・ 全焼	住宅の 損壊率	70%以上	30,000円	20,000円
				(1,800万円)	(1,200万円)
		大規模 半壊・ 大規模 半焼	50～ 70%未満	18,000円	12,000円
				(1,080万円)	(720万円)
	半壊・ 半焼	20～ 50%未満	15,000円	10,000円	
			(900万円)	(600万円)	
	一部壊・ 一部焼	損害額	100万円 超え	3,000円	2,000円
			(180万円)	(120万円)	
盗難共済金	被害内容		支払限度額		
	盗取・汚損・ 損傷		契約共済金額		
	通貨 (1万円以上)		20万円または家財の 契約共済金額 (いずれか少ない額)		
	預貯金証書		200万円または家財の 契約共済金額 (いずれか少ない額)		
	持ち出し家財		100万円または家財の 契約共済金額の20% (いずれか少ない額)		
傷害費用 共済金	1事故1名につき600万円限度 (1口あたり最高10,000円)				

地震等特別 共済金 (住宅および 家財の合計 加入口数が 20口以上 の場合)	被害の程度	大型タイプ	標準タイプ
	住宅の損害額が 20万円を超え 100万円以下	45,000円 (1世帯 あたり)	30,000円 (1世帯 あたり)
付属建物等 特別共済金 ※大型タイプ のみ (住宅の加入 口数20口 以上の場合)	付属建物や付属工作物の 風水害等による損害額が 10万円を超え または地震等による損害額が 20万円を超え	30,000円 (1世帯 あたり)	

☺詳しくはこちらを確認

●火・契約規定「I 一般条項 第2章 共済金額、第3章 共済金の支払い」

<自然災害共済の共済金が削減される場合>

1回の風水害等または地震等による所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた下記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いします。

風水害等・・・480億円

地震等・・・4,500億円

☺詳しくはこちらを確認

●火・契約規定「I 一般条項 第3章 共済金の支払い」6. 自然災害共済についての留意事項」

■特約

特約の種類	共済金額
借家人賠償責任特約	4,000万円限度
類焼損害保障特約	1億円限度
盗難保障特約	300万円限度

☺詳しくはこちらを確認

●火・契約規定「II 借家人賠償責任特約条項 第2章 借家人賠償責任特約共済金額、第3章 借家人賠償責任特約共済金の支払い」

●火・契約規定「III 類焼損害保障特約条項 第2章 類焼損害保障特約共済金額、第3章 類焼損害共済金の支払い」

●火・契約規定「IV 盗難保障特約条項 第2章 盗難保障特約共済金額、第3章 盗難共済金の支払い」

■火災共済・自然災害共済の風水害保障なしタイプ（マンション構造専用）を選択した場合

下記の風水害等にかかわる共済金は対象外となります。

火災共済	風水害等共済金、臨時費用共済金（風水害等による損害）、修理費用共済金（風水害等による損害）、住宅災害死亡共済金（風水害等を原因とする死亡）、付属建物等風水害共済金
自然災害共済	風水害等共済金、傷害費用共済金（風水害等を原因とする死亡または身体障がい）、付属建物等特別共済金（風水害等による損害）

☺詳しくはこちらを確認

●火・契約規定「V 風水害等不担保特則条項」

(2) 共済の目的

共済の目的とは、保障の対象にできる住宅・家財をいいます。共済の目的にできない住宅・家財もありますので、詳細については契約規定でご確認ください。

①住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

②家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

☺詳しくはこちらを確認

●火・契約規定「I 一般条項 第1章 5. 共済の目的とすることのできる建物～9. 付帯される契約との関係」

③加入基準

加入基準とは、住宅や家財が万一焼失等した場合に、平均的な資産（財産）にもとづいて、これだけあれば生活が再建できるという必要保障額を加入の目安としてお示しするものです。なお、加入する口数（共済金額）は、加入基準を超えないようにしてください。

※住宅は400口（4,000万円）、家財は200口（2,000万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2口単位）で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入の場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

※住宅と家財をあわせて10口（100万円）以上加入してください。自然災害共済にも加入する場合は、火災共済と自然災害共済にそれぞれ10口以上加入してください。

<住宅の加入基準>

住宅構造	住宅の所在地	1坪 (3.3㎡) あたりの 加入基準
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	80万円 (8口)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・ 愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・ 島根・鳥取・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	70万円 (7口)
	その他の道県	60万円 (6口)
鉄骨・ 耐火構造 マンション 構造	東京・神奈川	90万円 (9口)
	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・ 滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫	80万円 (8口)
	その他の道県	70万円 (7口)

<家財の加入基準>

建物延 床面積	世帯主 年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪 以上	30歳 未満	500万円 (50口)	900万円 (90口)	1,000万円 (100口)	1,100万円 (110口)	1,200万円 (120口)
10坪 以上	30歳 以上 40歳 未満	600万円 (60口)	1,300万円 (130口)	1,400万円 (140口)	1,500万円 (150口)	1,600万円 (160口)
	40歳 以上	700万円 (70口)	1,800万円 (180口)	1,900万円 (190口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)
10坪 未満	上記の額または700万円(70口)のいずれか少ない額					

※ 簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財保障にご加入いただけません。

(3) 共済期間および保障の開始

■共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、共済の目的の範囲外である場合は更新できません。

①掛金を口座振替(口振)により払い込む場合、自動更新となり手続きは不要です。

※契約規定の改正があったときには、更新日における改正後の契約規定による内容で、契約を更新します。

②掛金を現金で払い込む場合、全労済からお送りする更新案内に従い、お手続きください。

■保障の開始

全労済が加入の申し込みを承諾した場合、つぎのように契約が成立し保障が開始します。

①申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。

※ 申込書の提出が初回掛金の払込日より遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

②指定の口座から口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合

申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から保障開始(発効)。

※ 発効日以前に発生した共済事由については、共済金をお支払いできません。

4. 掛金と払込方法

(1) 掛金

各共済1口あたりの掛金および特約の掛金は次表のとおりです。

※掛金の算出上発生した端数(円未満)は切り上げて算出します。

■年払掛金()内は月払掛金

	木造	鉄骨・耐火	マンション	マンション (風水害 保障なし)
火災共済	70円 (6円)	40円 (3.5円)	30円 (3円)	25円 (2.5円)
自然災害共済 (大型タイプ)	165円 (14円)	105円 (9円)	90円 (8円)	80円 (7円)
自然災害共済 (標準タイプ)	110円 (9.5円)	70円 (6円)	60円 (5.5円)	55円 (5円)
借家人賠償 責任特約	45円 (4円)	20円 (2円)	15円 (1.5円)	
類焼損害 保障特約	2,300円 (200円)			
盗難 保障特約	1,100円 ※月払でのご加入はできません			

※ 火災共済と自然災害共済にそれぞれ50口以上加入する場合のみ、払込方法を月払いにすることができます。

(2) 掛金の払込方法

掛金の払込期日は、毎年(毎月)の発効当日の前日の属する月の末日です。

■年払いの場合

次年度以降の掛金の払い込みについては、払込期日の属する月の26日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。

■月払いの場合

毎月26日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。

(3) 掛金の払込猶予期間

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替（口振）により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

5. 告知義務（加入申込書の記入上の注意事項）

申込書は全労済と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第7章 6. 告知義務違反による共済契約の解除」

6. クーリングオフ

契約申込者または契約者は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※ クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、共済の目的の所在地、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第1章 12. 共済契約の申込みの撤回等」

7. 契約内容に関する届け出

氏名や住所の変更、共済の目的である住宅を増改築した場合、空家となる場合などは、直ちに全労済へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第8章 2. 氏名または住所の変更、3. 通知義務」

8. 共済金の請求手続き

共済事由が発生した場合は、直ちにその状況や程度について、全労

済にご連絡のうえ、共済金請求の手続きをおとりください。なお、連絡・請求の手続きが遅れますと共済金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所」
- 火・契約規定「Ⅱ 借家人賠償責任特約条項 第4章 借家人賠償責任特約共済金の請求」
- 火・契約規定「Ⅲ 類焼損害保障特約条項 第4章 類焼損害共済金の請求、支払時期および支払場所」

9. 共済金等を確実にご請求いただくために

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、指定代理請求制度、代理請求制度があります。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第1章 16. 指定代理請求人」
- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第4章 3. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求」
- 火・契約規定「Ⅱ 借家人賠償責任特約条項 第4章 3. 代理請求人による借家人賠償責任特約共済金の代理請求」
- 火・契約規定「Ⅲ 類焼損害保障特約条項 第4章 4. 代理請求人による類焼損害共済金の代理請求」

10. 共済金請求の時効

共済金受取人が、共済事由の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続きを3年間行わなかった場合は、全労済は共済金の支払義務を免れます。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第9章 雑則 2. 時効」

11. 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い

火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

※詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「Ⅰ 一般条項 第3章 共済金の支払い 3. 他の契約等がある場合」
- 火・契約規定「Ⅱ 借家人賠償責任特約条項 第3章 借家人賠償責任特約共済金の支払い 2. 他の契約等がある場合」
- 火・契約規定「Ⅲ 類焼損害保障特約条項 第3章 類焼損害共済金の支払い 2. 他の契約等がある場合」

- 火・契約規定「IV 盗難保障特約条項 第3章 盗難共済金の支払い 2. 他の契約等がある場合」

12. 契約の解約・取り消し・無効・解除・消滅

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出してください。また、契約が取り消し、無効、解除および消滅となる場合があります。

☞詳しくはこちらを確認

- 火・契約規定「I 一般条項 第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅」

13. 掛金の保険料控除

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。控除申告に必要な証明書（控除対象共済掛金証明書）は毎年10月頃に発行します。

※火災共済・各種特約の掛金は保険料控除の対象外です。

14. 共済金の税法上の取り扱い

この取り扱いは、平成26年10月現在施行中の税法にもとづくもので、今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

(1) 共済金と税金について

共済金にかかる税金は、契約者、被共済者、受取人の関係によって異なります。

次表は契約者＝掛金負担者の場合です。

共済金	契約内容	契約例			課せられる税
		契約者	被共済者	受取人	
住宅災害 死亡 共済金	契約者と被共済者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
		夫	夫	子	
	受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
		夫	子	夫	
	契約者、被共済者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
		夫	子	妻	

※傷害費用共済金は非課税になりますが、死亡の場合、前表のような課税になります。

(2) 生命共済金控除について

契約者と被共済者が同一で、死亡共済金受取人がその契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡共済金（契約が2件以上ある場合は合計します）について相続税法上つぎの範囲で非課税扱いを受ける特典があります。

《生命共済金控除額》 500万円×法定相続人数

15. 割り戻し金

事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合、11月末までに原則として割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象です）。

※ 契約の締結に際して、割り戻し金のお戻しをお約束するものではありません。

※ 自然災害共済に割り戻し金はありません。

目 次

趣 旨	21
I 一般条項	
第1章 共済契約の締結	21
第2章 共済金額	33
第3章 共済金の支払い	34
第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所	53
第5章 共済掛金の払込み	56
第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	57
第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅	57
第8章 共済契約の変更	63
第9章 雑 則	66
II 借家人賠償責任特約条項	
第1章 借家人賠償責任特約の締結	68
第2章 借家人賠償責任特約共済金額	69
第3章 借家人賠償責任特約共済金の支払い	69
第4章 借家人賠償責任特約共済金の請求	71
第5章 雑 則	73
III 類焼損害保障特約条項	
第1章 類焼損害保障特約の締結	74
第2章 類焼損害保障特約共済金額	76
第3章 類焼損害共済金の支払い	76
第4章 類焼損害共済金の請求、支払時期および支払場所	79
第5章 雑 則	82
IV 盗難保障特約条項	
第1章 盗難保障特約の締結	82
第2章 盗難保障特約共済金額	83
第3章 盗難共済金の支払い	83
第4章 雑 則	86
V 風水害等不担保特則条項	86
VI 掛金口座振替特則条項	87
別表第1 「身体障害等級別支払割合表」	91
別表第2 「火災等の定義」	98
別表第3 「共済の目的の範囲」	99
別表第4 「共済契約の種類」	103
別表第5 「各共済金請求の提出書類」	104

—— 契 約 規 定 ——

契約規定をお読みいただく際の留意点

CO・OP火災共済は、全労済の風水害等給付金付火災共済規約および自然災害共済事業規約にもとづき構成したCO・OP専用商品です。

そのため、全労済が実施している「火災共済」とは一部お取り扱いが異なります。

お取り扱いの異なる部分は「契約規定」の中で説明を加えていますので、お読みいただく際にはご注意くださいとさせていただきますようお願いいたします。

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済事業 契約規定

「加入者（契約者）のしおり」に記載されたこの契約規定は、風水害等給付金付火災共済事業規約および自然災害共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。風水害等給付金付火災共済および自然災害共済の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますようお願いいたします。

この契約規定は2017年2月1日から一斉に適用します。

ただし、I 一般条項 第1章共済契約の締結 13. 共済契約の更新（2）の規定は、2017年2月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含みます。）から適用します。

なお、つぎの規定については、共済事故が2017年2月1日以後に発生した場合に適用します。

ア I 一般条項 第3章共済金の支払い

趣旨

風水害等給付金付火災共済は、共済期間中に火災等、風水害等により共済の目的である建物や家財に損害が生じた場合を保障します。

また、各種特約を付帯することにより、各種特約が対象とする損害を保障します。

自然災害共済は、共済期間中に風水害等、地震等または盗難により共済の目的である建物や家財に損害が生じた場合を保障します。

I 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

風水害等給付金付火災共済および自然災害共済の共済契約（以下「共済契約」といいます。なお、必要に応じてそれぞれ「火災共済契約」

「自然災害共済契約」と表記します。）の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	定義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済事故（支払事由）	共済金が支払われる事由をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの発効日または更新日に対応する日をいいます。
変更承諾日	共済契約者が共済契約の中途変更の申し出をした日の翌日または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいいます。
身体障害	別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態をいいます。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」といいます。））第14条（障害等級等）に準じて行います。
火災等	別表第2「火災等の定義」に規定するものをいいます。

給排水設備	水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいいます。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備（以下「洗濯機・浴槽等設備」といいます。）を除きます。
風水害等	暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。
損壊	壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）をこえる浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）から45cmをこえる浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
建物	土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいいます。
住宅	日常生活を営む住居として使用するための建物をいいます。
併用住宅	住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの（以下「事務所・店舗等部分」といいます。）を兼ねる建物をいいます。
区分所有建物	分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）にもとづき、各部分が所有されているものをいいます。
専有部分	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条第3項に定めるものをいいます。
共用部分	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条第4項に定めるものをいいます。
専用使用権付共用部分	共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分をいいます。

共同住宅	1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいいます。
従物	建物と機能的に一体となった畳、建具その他これらに類するものをいいます。
付属設備	建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいいます。
付属工作物	建物敷地内の門、塀・垣（生垣および擁壁の類を除きます。）、カーポートその他これらに類する工作物をいいます。
付属建物	建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいいます。
家財	日常生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
持ち出し家財	共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する建物から一時的に持ち出された家財をいいます。ただし、運輸・運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間はこれに該当しません。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約関係者	共済契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
他の契約等	この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
再取得価額	共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。

反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
返戻金	共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいいます。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 被共済者の範囲

被共済者は、共済契約者とします。

5. 共済の目的とすることのできる建物

(1) 共済の目的とすることのできる建物は、つぎの①から④までのすべてをみます建物とします。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分（共済契約関係者がもつぱら使用または管理する専用使用権付共用部分を除きます。）は含みません。

① 日本国内の建物

② 共済契約関係者が所有する建物

③ 住宅または併用住宅。ただし、併用住宅でつぎのいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもつぱら居住している部分に限ります。

ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積をこえる場合。

イ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合。

ウ 事務所・店舗等部分が、つぎの用途として使用されている場合。

a. 常時10人以上が業務に従事する事務所

b. 火薬類専門販売業および再生資源集荷業

c. 作業員宿舎および簡易宿所

d. 貸座敷、待合、割烹および料亭

e. キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホール
その他これらに類するもの

f. 映画館、劇場および遊技娯楽場

g. 工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫および車庫

④ 人が居住している建物

(2) (1)の④の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、つぎの①または②のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの会に申し込み、この会が承諾した場合には、共済

の目的とすることができません。

① この会が認める建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この会が認めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

② 申込みの日において、共済契約の発効日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この会が認めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

(3) (1)の④の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、第8章「3. 通知義務」(2)の規定にもとづいて、この会が共済契約の継続を承諾した場合には、共済の目的とすることができません。

6. 共済の目的とすることのできる家財

(1) 共済の目的とすることのできる家財は、つぎの①および②をみます家財とします。

① 共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいいます。）内に収容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない人と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもつぱら居住する部分に収容されている家財に限ります。

② 共済契約関係者が所有する家財

(2) (1)の①の規定にかかわらず、「5. 共済の目的とすることのできる建物」(2)および(3)の建物内に収容されている家財は、あらかじめその旨をこの会に申し込み、この会が承諾した場合には、共済の目的とすることができません。

7. 共済契約締結の単位

(1) 共済契約は、「5. 共済の目的とすることのできる建物」の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」（その建物が区分所有建物である場合には、専有部分とします。以下同じです。）、または、「6. 共済の目的とすることのできる家財」の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とします。以下同じです。）ごとに締結します。

(2) (1)の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が「5. 共済の目的とすることのできる建物」(1)の③ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもつぱら居住する部分ごとに締結します。また、(1)の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない人と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもつぱら居住する部分ごとに締結します。

8. 共済の目的の範囲

共済の目的の範囲は、別表第3「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとします。

9. 付帯される契約との関係

(1) 自然災害共済契約は、この会が実施し、共済契約者および共済の目的を共通にする火災共済契約に付帯して締結しなければその

効力を生じないものとします。

- (2) 自然災害共済契約は、付帯される火災共済契約と同口数で締結するものとします。ただし、この会が特に認める場合には、火災共済契約の2分の1口数以上で、この会が認める口数により共済契約を締結することができるものとします。

CO-OP 火災共済・自然災害共済では、同口数の締結となります。

- (3) 付帯される火災共済契約の共済期間の中途において自然災害共済契約を締結する場合の共済期間の満了日は、付帯される火災共済契約の共済期間の満了日と同一の日とします。
- (4) 自然災害共済契約は、付帯される火災共済契約が共済期間の中途において終了したときまたは共済期間の満了により終了したときは、同時に終了するものとします。

10. 共済契約の種類

この会が共済契約の申込みをしようとする人（以下「共済契約申込者」といいます。）と締結できる共済契約の種類は、別表第4「共済契約の種類」に規定します。

11. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書に下記の必要事項を記載し、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。
- ① 共済契約の種類
 - ② 基本契約共済金額または口数
 - ③ 特約付帯の有無または特約共済金額もしくは特約口数
 - ④ 共済掛金額
 - ⑤ 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - ⑥ 共済の目的の所在地
 - ⑦ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - ⑧ 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等
 - ⑨ 同居する共済契約関係者の人数（以下「同居家族数」といいます。）
 - ⑩ 世帯主の氏名および生年月日
 - ⑪ 他の契約等の有無
 - ⑫ その他この会が必要と認めた事項
- (2) (1) の場合には、共済契約申込者は、共済事故の発生の可能性（以下「危険」といいます。）に関係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによってこの会が告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1) に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

【建物構造区分について】

建物構造区分にはマンション構造、鉄骨・耐火構造、木造構造の3つの区分があります。

構造区分名称	基準
マンション構造	つぎの1または2のいずれかに該当する建物 1. つぎのいずれかに該当する共同住宅 (1) コンクリート造 (2) コンクリートブロック造 (3) れんが造 (4) 石造 2. 耐火建築物の共同住宅
鉄骨・耐火構造	マンション構造に該当しない建物であってつぎの1から4までのいずれかに該当する建物 1. つぎのいずれかに該当する建物 (1) コンクリート造 (2) コンクリートブロック造 (3) れんが造 (4) 石造 (5) 土蔵造 (6) 鉄骨造 2. 耐火建築物 3. 準耐火建築物 4. 省令準耐火建物
木造構造	「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」に該当しない建物（マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当することの確認ができない建物を含みます。）

上表の用語の定義はそれぞれつぎのとおりです。

(注1) コンクリート造

すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）をコンクリート（鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板等で被覆したものは含まない。）で造った建物をいいます。

(注2) コンクリートブロック造

コンクリートブロック（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含みません。

(注3) れんが造

れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。

(注4) 石造

石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。

(注5) 土蔵造

木造軸組構造に土壁を厚く塗り、防火構造とした建物をいいます。

(注 6) 鉄骨造

すべての柱（付け柱・飾り柱等を除きます。）を鉄骨（コンクリート充填鋼管および鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。）または鋼材を用いて組み立てた建物をいいます。

(注 7) 耐火建築物

建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に定めるものをいいます。

(注 8) 準耐火建築物

建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 3 に定めるものをいいます。

(注 9) 省令準耐火建物

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成 19 年 3 月 31 日厚生労働省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号口 (2) に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは同法人の承認を得たものをいいます。

- (4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。
- (5) この会は、申込みの諾否を決定するにあたり必要と認められた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができます。
- (6) この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (7) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、第 1 回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から 1 カ月以内に、この会に払い込まなければなりません。
- (8) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
- ① この会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - ② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
 - ③ この会が特に認める場合であって、かつ、初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- (9) (8) に規定する日を共済契約の発効日とします。
- (10) (8) の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日（ただし、付帯される火災共済契約の共済期間の中途において自然災害共済契約を締結する場合には、この会が定める基準によりこの会が指定する期日）までにこの会に払い込まなければなりません。
- (11) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金

を共済契約の発効日において第 1 回共済掛金として充当します。

- (12) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていないときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

12. 共済契約の申込みの撤回等

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から 8 営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につきの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。
- ① 共済契約の種類
 - ② 申込日
 - ③ 共済契約者等の氏名および住所
 - ④ 共済の目的の所在地
- (3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。
- (4) 自然災害共済契約は、付帯される火災共済契約の申込みの撤回等がされたことにより、当該火災共済契約が成立しなかった場合には、成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

13. 共済契約の更新

- (1) この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とします。）に更新します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、つぎの①に該当する場合には共済契約の更新はできず、つぎの②に該当する場合には、この会は、共済契約の更新を拒むことができます。
- ① 共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、「5. 共済の目的とすることのできる建物」の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、「6. 共済の目的とすることのできる家財」の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。
 - ② 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でない判断されるつぎのいずれかに該当する事由があるとき。
 - ア 共済契約関係者または共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - イ その他、この会の共済契約関係者または共済金受取人に

対する信頼を損なわせるアに相当する程度の事由があると認められるとき。

- (3) (1)の規定にかかわらず、この会は、契約規定の改正があったときは、更新日における改正後の契約規定による内容で、共済契約を更新します。
- (4) 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この会所定の書類につきの必要事項を記載し、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければなりません。
- ① 共済契約の種類
 - ② 基本契約共済金額または口数
 - ③ 特約付帯の有無または特約共済金額もしくは特約口数
 - ④ 共済掛金額
 - ⑤ 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - ⑥ 共済の目的の所在地
 - ⑦ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - ⑧ 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等
 - ⑨ 同居家族数
 - ⑩ 世帯主の氏名および生年月日
 - ⑪ 他の契約等の有無
 - ⑫ その他この会が必要と認めた事項
- (5) (4)の場合にあつては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければなりません。
- (6) 共済契約者は、(4)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (7) この会は、(4)の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (8) (1)から(7)までの規定にもとづき、この会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といいます。
- (9) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1カ月間の払込猶予期間を設けます。
- (10) (9)の規定にかかわらず、「Ⅵ 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯した場合には、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3カ月間とすることができます。
- (11) (9)および(10)に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができます。
- (12) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。
- ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - ② (9)から(11)までに規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。
- (13) この会は、(1)から(11)までの規定にもとづき共済契約の

更新が行われた場合には、共済契約者に通知します。ただし、(2)の規定により更新ができない場合および(7)の規定にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

14. 共済期間

- (1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とします。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15カ月未満または3カ月以上（自然災害共済契約については1カ月以上）1年未満とすることができます。
- (2) (1)のただし書きにいう「1年をこえ15カ月未満または3カ月以上（自然災害共済契約については1カ月以上）1年未満」の共済契約については、つぎのように規定します。
- ① 3カ月以上（自然災害共済契約については1カ月以上）1年未満の共済契約を「短期契約」といいます。
 - ② 1年をこえ15カ月未満の共済契約を「長期契約」といいます。
- (3) 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長します。

15. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人となります。
- (3) (2)の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表します。

16. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。
- (2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。
- ① 共済契約者の配偶者（内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
 - ② 共済契約者の直系血族
 - ③ 共済契約者の兄弟姉妹
 - ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (3) この会は、(2)の規定により指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

第2章 共済金額

1. 基本契約共済金額

(1) 基本契約共済金額

基本契約1口についての共済金額（以下「基本契約共済金額」といいます。）は、それぞれつぎのとおりとします。

【火災共済契約】

10万円

【自然災害共済契約】

共済契約の種類における加入タイプごとおよび共済金の種類ごとに、それぞれつぎのとおりとします。

加入タイプ 共済金の種類	標準タイプ	大型タイプ
風水害等共済金	5万円	7万円
地震等共済金	2万円	3万円
盗難共済金	10万円	10万円
傷害費用共済金	1万円	1万円

(2) 基本契約共済金額の最高限度

【火災共済契約】

共済の目的ごとの最高限度は、それぞれつぎの金額とします。

- ① 共済の目的が建物のとき 4,000万円
- ② 共済の目的が家財のとき 2,000万円

【自然災害共済契約】

共済金の種類ごとに付帯される火災共済契約の基本契約共済金額につぎの表の③の割合を乗じた額とし、共済の目的ごとの最高限度は、共済金の種類ごとに④のとおりとします。

共済金の種類	③ 付帯される 火災共済契約の 基本契約共済金額 に乗ずる割合	④ 最高限度	
		建 物	家 財
風水害等共済金	70%	2,800万円	1,400万円
地震等共済金	30%	1,200万円	600万円
盗難共済金	100%	4,000万円	2,000万円
傷害費用共済金	10%	400万円	200万円

(3) 基本契約共済金額の設定

共済契約者は、(2)の最高限度を上限として、この会が定める建物の標準的な加入額および家財の標準的な加入額（以下「標準加入額」といいます。）の範囲内で、基本契約共済金額を設定できます。ただし、共済契約者等から共済金額設定の根拠の提示があり、この会がこれを認めた場合には、(2)の最高限度を上限として、標準加入額をこえて基本契約共済金額を設定することができます。

(4) 分割して契約する場合

同一の共済の目的につき、基本契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額の合計額が、(2)

および(3)に規定する額をこえない範囲で基本契約共済金額を設定することができます。

第3章 共済金の支払い

1. 基本契約共済金

基本契約によりこの会が支払う共済金の種類はつぎの(1)から(3)までのとおりとします。

(1) 損害共済金

【火災共済契約】

- ① 火災等共済金
- ② 風水害等共済金
- ③ 持ち出し家財共済金

【自然災害共済契約】

- ④ 風水害等共済金
- ⑤ 地震等共済金
- ⑥ 盗難共済金

(2) 費用共済金

【火災共済契約】

- ① 臨時費用共済金
- ② 失火見舞費用共済金
- ③ 水道管凍結修理費用共済金
- ④ バルコニー等修繕費用共済金
- ⑤ 漏水見舞費用共済金
- ⑥ 修理費用共済金

※ ④から⑥までについては、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が「マンション構造」の場合に限り支払います。

【自然災害共済契約】

- ⑦ 傷害費用共済金

(3) 特別共済金

【火災共済契約】

- ① 住宅災害死亡共済金
- ② 風呂の空き見舞金
- ③ 付属建物等風水害共済金

【自然災害共済契約】

- ④ 地震等特別共済金
- ⑤ 付属建物等特別共済金

(4) 分割された基本契約がある場合

同一の共済の目的につき、分割された基本契約がある場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして(1)から(3)までの共済金を算出します。

(5) 費用共済金および特別共済金の支払限度

(2)および(3)に規定する火災共済契約の費用共済金および特別共済金は、(1)に規定する火災共済契約の損害共済金と合計して、その合計額が火災共済の基本契約共済金額をこえる場合でも支払います。

2. 基本契約共済金の支払い

基本契約共済金の支払いはつぎのとおりです。なお、この章において「損害」とある場合には、消防または避難に必要な処置を含むものとします。

【火災共済契約】

(1) 火災等共済金（損害共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済の目的につき、共済期間中に発生した火災等により損害が生じた場合	
② 共済金の額	<p>ア 基本契約共済金額を限度として、共済の目的につき、火災等により生じた損害の額に相当する額とします。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p> <p>イ 共済の目的である建物について70パーセント以上の損壊または焼失（以下「全焼」といいます。）となるときは、アの規定にかかわらず建物の基本契約共済金額を支払います。</p> <p>ウ イの規定により建物の基本契約共済金額を支払う場合、または共済の目的である家財を収容する建物が全焼となる場合において、共済の目的である家財がこの会が定める基準により全焼に相当すると認められるときは、アの規定にかかわらず家財の基本契約共済金額を支払います。</p> <p>※共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が全焼となる場合の損壊または焼失の率の算出は、第1章「8. 共済の目的の範囲」の規定にかかわらず、建物および従物により行います。</p>	
③ 付属工作物・付属建物の共済金の額の限度額	建物の基本契約共済金額に応じて、つぎのいずれかの額を限度とします。	
	建物の基本契約共済金額	限度額
	ア 建物の基本契約共済金額が4,000万円未満で、かつ、建物の標準加入額未満の場合	建物の基本契約共済金額の10%
	イ 建物の基本契約共済金額が4,000万円、または建物の標準加入額以上の場合	建物の標準加入額の10%
④ 建物の共済金の額の限度	1回の共済事故につき、建物の基本契約共済金額を限度とします。	
⑤ 家財の共済金の額の限度	1回の共済事故につき、家財の基本契約共済金額を限度とします。	

(2) 風水害等共済金（損害共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき、共済期間中に風水害等により損害が生じ、つぎのいずれかのいずれかに該当した場合 ア 建物の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および建物外部の損壊をとともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除きます。 イ 建物が床上浸水をこうむった場合	
② 共済金の額	建物および家財の基本契約共済金額の合計額に、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの表の割合を乗じて得た額に相当する額とします。	
	損害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合
	ア 建物の70%以上を損壊または流失した場合。損害の程度はそれにみえないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。	30%
	イ 建物の20%以上70%未満を損壊した場合	15%
	ウ 建物の損壊による損害の額が100万円をこえる場合	4%
	エ 建物の損壊による損害の額が50万円をこえ100万円以下の場合	2%
	オ 建物の損壊による損害の額が20万円をこえ50万円以下の場合	1%
	カ 建物の損壊による損害の額が10万円をこえ20万円以下の場合	0.5%
	キ 床上浸水	
	全床面の50%以上にわたる床上浸水の場合	
	浸水高	150cm以上 15%
		100～150cm未満 10%
		70～100cm未満 7%
		40～70cm未満 5%
	40cm未満 3%	
全床面の50%未満にわたる床上浸水の場合		
浸水高	100cm以上 3%	
	100cm未満 1%	
ク その他この会が、アからキまでと同程度の損害に相当すると認める場合	アからキまでに相当する割合	

② 共済金の額	<p>※1 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p> <p>※2 アおよびイの損壊または流失の率の算出は、第1章「8. 共済の目的の範囲」の規定にかかわらず、建物および従物により行います。</p> <p>※3 算出した風水害等共済金は、共済の目的ごとに、基本契約共済金額の割合により支払います。</p> <p>※4 損害が重複する場合には、基本契約共済金額に乗する割合がもっとも高い損害の程度に応じて風水害等共済金を支払います。</p>
③ 共済金の額の限度	<p>1回の共済事故につき、1世帯ごとに建物および家財の両方を共済の目的とする場合には300万円、建物または家財のいずれかを共済の目的とする場合には150万円</p> <p>※ 共済の目的が建物および家財の両方であり、かつ、基本契約共済金額が1,000万円をこえるときは基本契約共済金額を1,000万円として、また共済の目的が建物または家財のいずれかであり、かつ、基本契約共済金額が500万円をこえるときは基本契約共済金額を500万円として②の計算を行います。</p>
④ 複数の風水害等による場合	<p>ア 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより行います。</p> <p>イ アの場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払います。</p>

(3) 持ち出し家財共済金（損害共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>持ち出し家財につき、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます。）内において、共済期間中に発生した火災等により損害が生じた場合</p>
② 共済金の額	<p>持ち出し家財に、火災等により生じた損害の額に相当する額とします。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p>
③ 共済金の額の限度	<p>1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または家財の基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とします。</p>

(4) 臨時費用共済金（費用共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	(1)または(2)の損害共済金が支払われる場合
② 共済金の額	火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15パーセントに相当する額
③ 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、1世帯ごとに200万円を限度とします。

(5) 失火見舞費用共済金（費用共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物から発生した火災、破裂および爆発により第三者（共済契約関係者以外の人をいいます。以下この項目において同じです。）の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合</p>
② 共済金の額	<p>第三者1人（2人以上の第三者が同居の親族の關係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とします。）あたり40万円を限度として、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額</p>
③ 共済金の額の限度	<p>1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とします。</p>

(6) 水道管凍結修理費用共済金（費用共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>共済の目的である専用水道管または水管もしくはこれらに類するものに、共済期間中に発生した凍結により損壊（パッキングのみに生じた損壊を除きます。）が生じ、かつ、その損壊についての修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合</p> <p>※1 水道管凍結修理費用共済金を支払うのは、建物の基本契約共済金額が200万円以上である場合に限りま。</p> <p>※2 凍結による損壊に起因して(1)の火災等共済金が支払われる場合には、水道管凍結修理費用共済金は支払いません。</p>
② 共済金の額	共済契約関係者が現実に自己の費用で修理を行った額
③ 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、1世帯ごとに10万円を限度とします。

(7) バルコニー等修繕費用共済金（費用共済金）【マンション構造の場合に限りです。】

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済の目的である建物のうち専用使用権付共用部分に、共済期間中に発生した火災等により損害が生じ、かつ、その損害につき共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづく修繕費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合。ただし、共済契約関係者に修繕の義務が生じた場合に限りです。
② 共済金の額	共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額
③ 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、1世帯ごとに30万円または建物の基本契約共済金額のうちいずれか小さい額を限度とします。

(8) 漏水見舞費用共済金（費用共済金）【マンション構造の場合に限りです。】

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物から発生した事故（火災、破裂および爆発を除きます。）により第三者（共済契約関係者以外の人をいいます。以下この項目において同じです。）の所有物に水ぬれ損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合
② 共済金の額	第三者1人（2人以上の第三者が同居の親族の關係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とします。）あたり15万円を限度として、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額
③ 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、1世帯ごとに50万円または基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とします。

(9) 修理費用共済金（費用共済金）【マンション構造の場合に限りです。】

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済の目的である家財を収容する借戸室に、共済期間中に発生した火災等または風水害等により損害が生じ、かつ、その損害につき貸主との賃貸借契約にもとづく修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合。ただし、つぎのアおよびイのすべてに該当する場合に限りです。 ア 借戸室が、共済契約関係者の所有でないとき。 イ 共済契約関係者のうちいずれかの人と、その借戸室の貸主との間で賃貸借契約がされているとき。
② 共済金の額	共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額

③ 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とします。
------------	--

(10) 住宅災害死亡共済金（特別共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	(1) または (2) の損害共済金が支払われ、かつ、その事故を直接の原因として、共済契約関係者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
② 共済金の額	死亡した人1人につき、共済の目的について事故が生じた日における建物および家財の基本契約共済金額の合計額に5パーセントを乗じて得た額に相当する額

(11) 風呂の空き見舞金（特別共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済の目的である風呂釜および浴槽が、共済期間中に発生した火災にいたらない空き見舞金によりつぎのアまたはイのいずれかに該当する場合 ア 風呂釜かつ浴槽が使用不能となったとき イ 風呂釜が使用不能となったとき
② 共済金の額	1回の共済事故につき、1世帯ごとにそれぞれつぎの金額 ア 風呂釜かつ浴槽が使用不能となったとき 5万円 イ 風呂釜が使用不能となったとき 2万円

(12) 付属建物等風水害共済金（特別共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物に、共済期間中に風水害等により損害が生じ、かつ、その損害の額が10万円をこえる場合 ※1 付属建物等風水害共済金を支払うのは、建物の基本契約共済金額が200万円以上である場合に限りです。 ※2 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。
② 共済金の額	1回の共済事故につき、1世帯ごとに2万円
③ 複数の風水害等による場合	ア 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより行います。 イ アの場合において、これらの複数の風水害等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、付属建物等風水害共済金を支払いません。

【自然災害共済契約】

(13) 風水害等共済金（損害共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>共済期間中に風水害等により損害が生じ、つぎのAからUまでのいずれかに該当した場合。ただし、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金を支払いません。（更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合の増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約についても同様とします。）</p> <p>A 共済の目的である建物の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および建物外部の損壊をとみなさない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除きます。</p> <p>イ 共済の目的である家財の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および共済の目的である家財を収容する建物外部の損壊をとみなさない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます。</p> <p>ウ 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が床上浸水をこむった場合</p>																
② 共済金の額	<p>基本契約共済金額に、共済の目的の損害の程度に応じて、つぎの表の割合を乗じて得た額に相当する額とします。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="239 771 734 1420"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>基本契約共済金額に乗ずる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 建物の70%以上を損壊しまたは流失した場合。損害の程度はそれにみたないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>イ 建物の50%以上70%未満を損壊した場合</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>ウ 建物の30%以上50%未満を損壊した場合</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>エ 建物の20%以上30%未満を損壊した場合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>オ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が100万円をこえる場合</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>カ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が50万円をこえ100万円以下の場合</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>キ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が20万円をこえ50万円以下の場合</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合	ア 建物の70%以上を損壊しまたは流失した場合。損害の程度はそれにみたないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。	100%	イ 建物の50%以上70%未満を損壊した場合	70%	ウ 建物の30%以上50%未満を損壊した場合	50%	エ 建物の20%以上30%未満を損壊した場合	30%	オ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が100万円をこえる場合	20%	カ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が50万円をこえ100万円以下の場合	10%	キ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が20万円をこえ50万円以下の場合	4%
損害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合																
ア 建物の70%以上を損壊しまたは流失した場合。損害の程度はそれにみたないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。	100%																
イ 建物の50%以上70%未満を損壊した場合	70%																
ウ 建物の30%以上50%未満を損壊した場合	50%																
エ 建物の20%以上30%未満を損壊した場合	30%																
オ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が100万円をこえる場合	20%																
カ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が50万円をこえ100万円以下の場合	10%																
キ 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が20万円をこえ50万円以下の場合	4%																

ク 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が10万円をこえ20万円以下の場合	2%										
ケ 床上浸水											
全床面の50%以上にわたる床上浸水の場合											
浸水高	<table border="1"> <tr> <td>150cm以上</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>100～150cm未満</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>70～100cm未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>40～70cm未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>40cm未満</td> <td>10%</td> </tr> </table>	150cm以上	50%	100～150cm未満	36%	70～100cm未満	30%	40～70cm未満	20%	40cm未満	10%
150cm以上	50%										
100～150cm未満	36%										
70～100cm未満	30%										
40～70cm未満	20%										
40cm未満	10%										
全床面の50%未満にわたる床上浸水の場合											
浸水高	<table border="1"> <tr> <td>100cm以上</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>100cm未満</td> <td>3%</td> </tr> </table>	100cm以上	10%	100cm未満	3%						
100cm以上	10%										
100cm未満	3%										
コ その他この会が、Aからケまでと同程度の損害に相当すると認める場合	Aからケまでに相当する割合										

② 共済金の額

- ※1 Aからエまでの損壊または流失の率の算出は、第1章「8. 共済の目的の範囲」の規定にかかわらず、建物および従物により行います。
- ※2 家財を共済の目的とする共済契約の、共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度がAからエまで、またはケに相当するときは、その損害の程度を、共済の目的である家財の損害の程度とみなします。
- ※3 付帯される火災共済契約により共済金が支払われる場合には、付帯される火災共済契約の共済金を優先して支払います。この場合において、付帯される火災共済契約により支払われる共済金の額と風水害等共済金の額の合計額が損害の額をこえる場合には、この規定にかかわらず、その損害の額から、付帯される火災共済契約により支払われる共済金を差し引いた残額を風水害等共済金として支払います。
- ※4 損害が重複する場合には、基本契約共済金額に乗ずる割合がもっとも高い損害の程度に応じて風水害等共済金を支払います。

③ 複数の風水害等による場合

- ア 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があつた場合において、複数の風水害等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより行います。
- イ アの場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払います。

(14) 地震等共済金（損害共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額が100万円をこえる場合										
② 共済金の額	<p>基本契約共済金額に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの表の割合を乗じて得た額に相当する額とします。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="247 460 726 1075"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 460 566 541">損害の程度</th> <th data-bbox="566 460 726 541">基本契約共済金額に乘ずる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="247 541 566 742">ア 建物の70%以上を焼失、損壊、埋没または流失した場合（損害の程度はそれにみないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。）</td> <td data-bbox="566 541 726 742">100%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 742 566 853">イ 建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合</td> <td data-bbox="566 742 726 853">60%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 853 566 964">ウ 建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合</td> <td data-bbox="566 853 726 964">50%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 964 566 1075">エ 建物の焼失、損壊、埋没または流失による損害の額が100万円をこえる場合</td> <td data-bbox="566 964 726 1075">10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 アからウまでの焼失、損壊、埋没または流失の率の算出は、第1章「8. 共済の目的の範囲」の規定にかかわらず、建物および従物により行います。</p> <p>※2 ①の規定にかかわらず、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の額が100万円をこえないが、共済の目的である家財の損害の額が100万円をこえる場合には、エの損害とみなし、共済の目的である家財につき、地震等共済金を支払います。</p>	損害の程度	基本契約共済金額に乘ずる割合	ア 建物の70%以上を焼失、損壊、埋没または流失した場合（損害の程度はそれにみないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。）	100%	イ 建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	60%	ウ 建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	50%	エ 建物の焼失、損壊、埋没または流失による損害の額が100万円をこえる場合	10%
損害の程度	基本契約共済金額に乘ずる割合										
ア 建物の70%以上を焼失、損壊、埋没または流失した場合（損害の程度はそれにみないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。）	100%										
イ 建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	60%										
ウ 建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	50%										
エ 建物の焼失、損壊、埋没または流失による損害の額が100万円をこえる場合	10%										

③ 複数の地震等による場合	<p>ア 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。</p> <p>イ 異なる複数の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行います。</p> <p>ウ イにおいて、これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払います。</p>
---------------	---

(15) 盗難共済金（損害共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>共済期間中に発生した盗難によりつぎのアからウまでのいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届出をした場合</p> <p>ア 共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合</p> <p>イ 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されているものを除きます。）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合</p> <p>ウ 家財が共済の目的である場合において、共済の目的である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、つぎのすべてをみたく場合に限ります。</p> <p>a. 共済契約関係者が、盗取を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと</p> <p>b. 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと</p>
② 共済金の額	<p>ア 共済の目的につき、盗難により生じた損害の額に相当する額とします。この場合において、①のアおよびイの損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p> <p>イ 盗取されたものを回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、その盗取されたものの価額を限度としてアの損害の額に含まれるものとします。</p> <p>ウ ①のアおよびイの損害について、付帯される火災共済契約により共済金が支払われる場合には、付帯される火災共済契約の共済金を優先して支払います。この場合において、その損害の額が、付帯される火災共済契約から支払われる共済金をこえるときは、アの規定にかかわらず、その損害の額から、付帯される火災共済契約から支払われる共済金を差し引いた残額を盗難共済金として支払います。</p>

③ 共済金の額の限度	<p>1回の共済事故につき、基本契約共済金額を限度とし、かつ、①のイおよびウの損害については、それぞれつぎのアからウまでの額を限度とします。</p> <p>ア 持ち出し家財の盗難 100万円または家財の基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額</p> <p>イ 通貨の盗難 20万円または家財の基本契約共済金額のいずれか低い額</p> <p>ウ 預貯金証書の盗難 200万円または家財の基本契約共済金額のいずれか低い額</p>
------------	--

(16) 傷害費用共済金（費用共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>(13)、(14)、(15) ①アもしくはウの共済金が支払われる場合、または、付帯される火災共済契約により(1)もしくは(2)の共済金が支払われる場合において、その事故を直接の原因として、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物で共済契約関係者が傷害を受け、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったとき</p> <p>※ 事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害となっていない症状であっても、この会が認める場合には、180日以内に身体障害となったものとみなします。</p>						
② 共済金の額	<p>死亡または身体障害の状態になったもの1人につき、共済の目的または共済の目的である家財を収容する建物について事故が生じた日における建物および家財の基本契約共済金額の合計額に、その傷害の程度に応じて、つぎの表の割合を乗じて得た額に相当する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="247 986 726 1209"> <tr> <td>傷害の程度</td> <td>基本契約共済金額に乗ずる割合</td> </tr> <tr> <td>死亡した場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態になった場合</td> <td>100～4% (別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合にもとづく)</td> </tr> </table> <p>※ 1 傷害費用共済金を支払う場合において、すでに身体障害のあった共済契約関係者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこの会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を</p>	傷害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合	死亡した場合	100%	別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態になった場合	100～4% (別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合にもとづく)
傷害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合						
死亡した場合	100%						
別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態になった場合	100～4% (別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合にもとづく)						

② 共済金の額	<p>差し引いた支払割合によります。</p> <p>※ 2 傷害がつぎの理由により重大となったときは、この会が認める方法により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。</p> <p>ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響</p> <p>イ 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響</p> <p>ウ 正当な理由がなく、傷害を受けた人が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと</p>
③ 共済金の額の限度	<p>ア 1回の共済事故につき、1人ごとに基本契約共済金額を限度とします。</p> <p>イ 同一の事故により支払う傷害費用共済金の額は、1人ごとに通算して基本契約共済金額を限度とします。</p>

(17) 地震等特別共済金（特別共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額が、20万円をこえ100万円以下の場合</p> <p>※ 地震等特別共済金を支払うのは、地震等共済金が支払われない場合であって、かつ、建物および家財の基本契約共済金額が200万円以上である場合に限ります。</p>
② 共済金の額	<p>1回の共済事故につき、1世帯ごとに、共済金の種類に応じて、つぎのとおり支払います。</p> <p>ア 共済契約の種類における加入タイプが標準タイプするとき 3万円</p> <p>イ 共済契約の種類における加入タイプが大型タイプするとき 4.5万円</p> <p>※ 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p>
③ 複数の地震等による場合	<p>ア 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。</p> <p>イ 異なる複数の地震等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わ</p>

③ 複数の地震等による場合	<p>せたものにより行います。</p> <p>ウ これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、地震等特別共済金を支払いません。</p>
---------------	--

(18) 付属建物等特別共済金（特別共済金）

① 共済金を支払う事由（支払事由）	<p>共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物が、つぎのアまたはイのいずれかに該当する場合</p> <p>※ 付属建物等特別共済金を支払うのは、共済契約の種類における加入タイプが大型タイプで、かつ、建物の基本契約共済金額が200万円以上である場合に限りです。</p> <p>ア 共済期間中に風水害等により損害が生じ、その損害の額が10万円をこえる場合。ただし、申込みの日以前に生じた風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金を支払いません。</p> <p>イ 共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合。</p>
② 共済金の額	<p>1回の共済事故につき、1世帯ごとに3万円</p> <p>※ 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p>
③ 複数の風水害等または地震等による場合	<p>ア 72時間以内に生じた複数の地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。</p> <p>イ 異なる複数の風水害等または地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合において、複数の風水害等または地震等それぞれの間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等または各地震等による損害の程度を合わせたものにより行います。</p> <p>ウ これらの複数の風水害等または複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、付属建物等特別共済金を支払いません。</p>

3. 他の契約等がある場合

(1) 「2. 基本契約共済金の支払い」(1) から (9) までおよび (13)

から (15) までの共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額をこえるときは、この会は、つぎの①または②により算出した額を基本契約共済金として支払います。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とします。

① 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

支払限度額	−	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	基本契約共済金の額
-------	---	-------------------------------------	---	-----------

② 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

支払限度額	−	再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	−	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	基本契約共済金の額
-------	---	--	---	-------------------------------------	---	-----------

(2) (1) の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、つぎのとおりとします。

	共済金の種類	支払限度額
火災共済	① 「2. 基本契約共済金の支払い」(1)の火災等共済金および(2)の風水害等共済金	損害の額
	② 「2. 基本契約共済金の支払い」(3)の持ち出し家財共済金	1回の共済事故につき、100万円(※)または損害の額のいずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
	③ 「2. 基本契約共済金の支払い」(4)の臨時費用共済金	1回の共済事故につき、200万円(※) ※ 他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
	④ 「2. 基本契約共済金の支払い」(5)の失火見舞費用共済金	1回の共済事故につき、40万円(※)に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が100万円(※)をこえるときは100万円

火災共済	④	「2. 基本契約共済金の支払い」(5)の失火見舞費用共済金	※ 他の契約等に、第三者1人あたり40万円または限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額
	⑤	「2. 基本契約共済金の支払い」(6)の水道管凍結修理費用共済金	1回の共済事故につき、10万円(※)または修理費用の額のいずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が10万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
	⑥	「2. 基本契約共済金の支払い」(7)のバルコニー等修繕費用共済金	1回の共済事故につき、30万円(※)または修繕費用の額のいずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が30万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
	⑦	「2. 基本契約共済金の支払い」(8)の漏水見舞費用共済金	1回の共済事故につき、15万円(※)に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が50万円(※)をこえる場合には50万円 ※ 他の契約等に、第三者1人あたり15万円または限度額が50万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
	⑧	「2. 基本契約共済金の支払い」(9)の修理費用共済金	1回の共済事故につき、100万円(※)または修理費用の額のいずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
自然災害共済	⑨	「2. 基本契約共済金の支払い」(13)の風水害等共済金、(14)の地震等共済金、および(15)①アの盗難共済金	損害の額
	⑩	「2. 基本契約共済金の支払い」(15)①イの盗難共済金	1回の共済事故につき、100万円(※)または損害の額の

自然災害共済	⑩	「2. 基本契約共済金の支払い」(15)①イの盗難共済金	いずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額
	⑪	「2. 基本契約共済金の支払い」(15)①ウの盗難共済金	通貨 1回の共済事故につき、20万円(※)または損害の額のいずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が20万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額 預貯金証書 1回の共済事故につき、200万円(※)または損害の額のいずれか低い額 ※ 他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額

(3) (1) の場合において、火災共済契約と自然災害共済契約の双方に支払責任があるときは、「他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額」を、「他の契約等がないものとして算出した火災共済契約の支払責任額と自然災害共済契約の「2. 基本契約共済金の支払い」(13) および (15) に規定する支払責任額との合計額」と読み替え、火災共済契約と自然災害共済契約の双方から支払う基本契約共済金を算出します。

4. 基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額

この会が基本契約共済金を支払った場合においても、第7章「8. 共済契約の消滅」(1)の①および(2)の規定により共済契約が消滅する場合を除き、基本契約共済金額は、変わりません。

5. 基本契約共済金を支払わない場合

(1) この会は、火災共済契約において、つぎの①から⑩までのいずれかの事由により生じた損害に対しては、基本契約共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- ③ 共済の目的である家財(持ち出し家財を除きます。)が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた火災等または風水害等
- ④ 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の火災等
- ⑤ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の人の集団の行動により

全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同じです。)

- ⑥ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
 - ⑦ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じです。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同じです。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨ ⑤から⑧までの事由により発生した事故の延焼または拡大
 - ⑩ 発生原因がいかなる場合でも、⑤から⑧までの事由による事故の延焼または拡大
 - ⑪ ⑤から⑧までの事由に伴う秩序の混乱
- (2) この会は、自然災害共済契約において、つぎの①から⑪までのいずれかの事由により生じた損害に対しては、「2. 基本契約共済金の支払い」(13) から(15) まで、(17) および(18) の共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
 - ② 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
 - ③ 共済の目的である家財（持ち出し家財を除きます。）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
 - ④ 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。）、もしくはその他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難
 - ⑤ 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいいます。）の盗難
 - ⑥ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の人の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同じです。)
 - ⑦ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じです。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同じです。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由により発生した事故の延焼または拡大
 - ⑩ 発生原因がいかなる場合でも、⑥から⑧までの事由による事故の延焼または拡大
 - ⑪ ⑥から⑧までの事由に伴う秩序の混乱
- (3) この会は、自然災害共済契約において、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対しては、「2. 基本契約共済金の支払い」(14)、(17) および(18) の共済金を支払いま

せん。

- (4) この会は、自然災害共済契約において、つぎの①から③までのいずれかの事由に該当する場合には、「2. 基本契約共済金の支払い」(16) の共済金を支払いません。

- ① 共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害
- ② (2) の⑥から⑪までの事由が発生した場合に生じた死亡および身体障害
- ③ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

6. 自然災害共済についての留意事項

(1) 総支払限度額の設定

- ① この会は、他の自然災害共済実施生協（自然災害共済を共同で実施する生協をいいます。以下同じです。）との間で、1回の風水害等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額および1回の地震等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額に、共同して支払限度額（以下「総支払限度額」といいます。）を設けます。
- ② ①の総支払限度額は、総会の議決を要します。
- ③ 連続して生じた複数の風水害等は、これらを一括して1回の風水害等とみなします。ただし、つぎのアおよびイに該当する場合を除きます。
 - ア 被災地域がまったく重複しない場合
 - イ 被災地域は重複するが、個々の風水害等によりその地域に損害が発生した時刻の間隔が72時間をこえる場合
- ④ 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域がまったく重複しない場合には、異なる地震等とみなします。

(2) 大規模災害発生時における共済金の削減等

- ① 1回の風水害等または1回の地震等につき、共済契約にもとづき支払うべき、それぞれつぎのアおよびイの所定の共済金の総額が、この会の負担限度額をこえる場合には、この会は、共済金を削減することができます。
 - ア 風水害等
風水害等共済金、傷害費用共済金、付属建物等特別共済金
 - イ 地震等
地震等共済金、傷害費用共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金
- ② ①のこの会の負担限度額は、つぎの算式により算出されます。

$$\frac{\text{この会の支払うべき所定の共済金総額}}{\text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}} \times \text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}$$

- ③ ①の規定により共済金を削減する場合の各契約ごとの支払共済金は、つぎの算式により算出されます。

$$\frac{\text{各契約ごとの支払うべき所定の共済金の額}}{\text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}} \times \text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}$$

(3) 異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等風水害等または地震等が異常に発生し、この共済事業にかかる異常危険準備金を取り崩してもなお、共済契約にもとづき支払うべき所定の共済金を支払うことができない場合には、この会は(1)および(2)の規定にかかわらず、総会の議決を経て、共済金の分割払い、支払いの繰り延べまたは削減をすることができます。

(4) 共済金の削減の場合の概算払い

この会は、(2)および(3)にもとづき共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払うことができます。

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 事故発生時の義務および義務違反

(1) 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの①から⑥までの事項を履行しなければなりません。

① 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

② つぎの事項を遅滞なく、この会に通知すること。

ア 事故発生の状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。）

③ 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。

④ ①から③までのほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。

⑤ 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この会が行うつぎの事項に協力すること。

ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。

イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらに移転すること。

(2) 共済契約関係者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合には、この会はつぎの①から③までの金額を差し引いて共済金を支払います。

① (1)の①に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額

② (1)の②、④および⑤に違反したときは、そのことによりこの会がこうむった損害の額

③ (1)の③に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額

(3) 共済契約関係者が(1)の④の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を

偽造しもしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

2. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

(1) 共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 共済金受取人は、別表第5「各共済金請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。

(3) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、(2)に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの会が行う調査への協力を求めることができます。この場合において、共済金受取人は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 共済金受取人が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、この会は、それによってこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(5) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を終えて、この会の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとします。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑦までのいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、つぎの①から⑦までに規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとします。

①	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要となるとき	
④	後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日

⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(6) この会が必要な調査を行うにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのにその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これによりその調査が遅延した期間について、(5)に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとします。

(7) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で共済契約者に支払うものとします。

3. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金および共済掛金の返還を含みます。以下、この項目において同じです。）を請求できないつぎの①または②のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第5「各共済金請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。

- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたととき。
- ② その他①に準じる状態（共済契約者が死亡した場合を除きます。）であるとこの会が認めたととき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「16. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③までのいずれかをみとす場合には、代理請求人が別表第5「各共済金請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

- ① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「16. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。
- ② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。
- ③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとときをいいます。以下、(4)

において同じです。)

(4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。

- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
- ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。

- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
- ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により共済事故を生じさせたとき。
- ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または②の状態に該当させたとき。

(6) この会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金を支払いません。

第5章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

(1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とします。

CO-OP火災共済・自然災害共済では、半年払のお取り扱いをしておりません。また、火災共済と自然災害共済にそれぞれ50口以上加入する場合のみ払込方法を月払にすることができます。

(2) 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、この会が定めるところによります。

(3) 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。

(4) (3)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とします。

(5) この会は、(3)の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。

2. 共済掛金の払込場所

(1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者等は、「Ⅵ 掛金口座振替特別条項」に規定する掛金口座振替特別を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金

をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。

- (3) 共済契約者等は、「Ⅶ クレジットカード払特別条項」に規定するクレジットカード払特別を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、払い込むこと（以下「クレジットカード扱」といいます。）ができます。

CO-OP火災共済・自然災害共済では、「Ⅶ クレジットカード払特別条項」のお取り扱いをしておりません。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間 および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1カ月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、掛金口座振替特別を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3カ月間となります。
- (3) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、この会は、(1)および(2)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、つぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効当日の午前零時

3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」といいます。）ができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を

締結した場合には、この共済契約を取り消すことができます。

- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。
- (3) (2)において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」といいます。）に対する通知により行うことができます。なお、共済金受取人等が2人以上いるときは、共済金受取人等の1人に対する通知により行うことができます。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知により行うことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

- (1) つぎの①から⑩までのいずれかに該当する場合には、共済契約の全部または一部を無効とします。
- ① 共済契約の発効日または更新日において、共済の目的である建物が、第1章「5. 共済の目的とすることのできる建物」の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第1章「6. 共済の目的とすることのできる家財」の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約。
- ② 共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき。
- ③ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）第9条（警戒宣言等）第1項にもとづく地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」といいます。）が発せられたときは、同法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言にかかる地域内に所在する共済の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定にもとづく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言にかかる大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日）までの間に、申し込まれた自然災害共済契約。ただし、更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合には、その増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約とします。
- ④ 基本契約の共済金額が、第2章「1. 基本契約共済金額」(2)および(3)に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
- ⑤ 自然災害共済契約の共済金額が、付帯される火災共済契約の共済金額をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。

⑥ 共済契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「II 借家人賠償責任特約条項」における第1章「1. 借家人賠償責任特約締結の要件」に規定する要件をみたしていないときは、対応する借家人賠償責任特約。

⑦ 借家人賠償責任特約の共済金額が、「II 借家人賠償責任特約条項」における第2章「1. 借家人賠償責任特約共済金額」に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する借家人賠償責任特約。

⑧ 第1章「7. 共済契約締結の単位」に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたときは、重複して締結する類焼損害保障特約。

⑨ 同一の共済契約者により同一の共済の目的である家財に複数の盗難保障特約が付帯されていたときは、重複して締結する盗難保障特約。

⑩ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。

(2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。

(3) この会は、(1)の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができます。

4. 共済契約の解約

(1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。ただし、共済金請求権のうえに質権が設定されている場合の解約権は、質権者の同意を得た後でなければ行使できません。

(2) 解約する場合には、この会所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、署名押印のうえ、この会に提出してください。

(3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

5. 重大事由による共済契約の解除

(1) この会は、つぎの①から④までのいずれかに該当する場合には、共済契約（共済契約者でない共済契約関係者または共済契約者でない共済金受取人が③のみに該当した場合はその人にかかる部分に限ります。以下この項目ならびに「11. 返戻金の払戻し」において同じです。）を将来に向かって解除することができます。

① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

② 共済契約関係者が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

③ 共済契約関係者または共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

(2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生の際になされたときであっても、この会は、(1)の①から④までに規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求します。

(3) (2)の規定にかかわらず、共済契約関係者または共済金受取人が(1)の③のいずれかに該当することにより、(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、つぎの共済金については適用しません。

① (1)の③のいずれにも該当しない共済金受取人に支払われるべき共済金。

② (1)の③のいずれかに該当する共済金受取人に生じた共済事故にかかる「II 借家人賠償責任特約条項」における第3章「1. 借家人賠償責任特約共済金の支払い」(4)の損害賠償共済金。

(4) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。

(5) (4)において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知により行うことができます。なお、共済金受取人等が2人以上いるときは、共済金受取人等の1人に対する通知により行うことができます。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知により行うことができます。

6. 告知義務違反による共済契約の解除

(1) 共済契約者が、共済契約締結または第1章「13. 共済契約の更新」(4)から(7)までの規定による更新もしくは第8章「4. 共済契約の中途変更」(1)から(4)までの規定による変更の当時（以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。以下、この項目において同じです。）、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は将来に向かって解除することができます。

(2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができます。

① 共済契約締結時において、この会が(1)の事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者が事実の告知をすることを妨げたとき。

③ 共済媒介者が、共済契約者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき。

- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者が(1)の事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この会は、解除の原因となった事実が発生したときから解除されたときまでに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求します。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを証明した場合は除きます。
- (5) (1)の規定による解除権は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、消滅します。
- ① この会が解除の原因を知ったときから解除権を1カ月間行使しなかったとき。
 - ② この会が共済契約の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (6) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行いません。
- (7) (6)において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知により行うことができます。なお、共済金受取人等が2人以上いるときは、共済金受取人等の1人に対する通知により行うことができます。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知により行うことができます。

7. 通知義務による共済契約の解除

- (1) 第8章「3. 通知義務」(1)の②、③、④、⑥および⑦の事実の発生により危険増加(質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあることをいいます。)が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この会は、共済契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除権は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、消滅します。
- ① この会が解除の原因を知ったときから解除権を1カ月間行使しなかったとき。
 - ② 危険増加が生じたときから5年を経過したとき。
- (3) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この会は、危険が増加したときから解除されたときまでに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求します。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかつたことを証明した場合は除きます。
- (4) (1)の規定にかかわらず、第8章「3. 通知義務」(1)の②、③、④、⑥および⑦の事実の発生により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲をこえることとなったときは、この会は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができます。

- (5) (4)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生ののちにされたときであっても、この会は、危険増加が生じたときから解除されたときまでに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求します。
- (6) (1)および(4)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。
- (7) (6)において共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知により行うことができます。なお、共済金受取人等が2人以上いるときは、共済金受取人等の1人に対する通知により行うことができます。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知により行うことができます。

8. 共済契約の消滅

- (1) 共済の目的につき、つぎの①から③までのいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅します。
- ① 滅失
 - ② 解体
 - ③ 共済契約関係者以外の人への譲渡(法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含みます。)。ただし、親族または共済契約の発効日もしくは更新日において共済契約関係者であった人への譲渡につき、第8章「1. 共済契約による権利義務の承継」(1)および(2)の規定にもとづき、この会が共済契約による権利義務の承継を認めた場合を除きます。
- (2) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生した場合において、その事実の発生したときに共済契約は消滅します。

9. 付帯される自然災害共済契約との関係

火災共済契約に自然災害共済契約が付帯されている場合において、火災共済契約が共済期間の途中において終了したときまたは共済期間の満了により終了したときは、付帯される自然災害共済契約も同時に終了します。

10. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

11. 返戻金の払戻し

- (1) この会は、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間(1カ月にみたない端数日を切り捨てます。以下この項目において同じです。)に対する返戻金を共済契約者に払い戻します。
- ① 「4. 共済契約の解約」「5. 重大事由による共済契約の解除」「6. 告知義務違反による共済契約の解除」「7. 通知義務による共済契約の解除」「8. 共済契約の消滅」(1)の②または③の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。
 - ② 火災共済契約については、「8. 共済契約の消滅」(1)の①ま

たは(2)の規定により共済契約が消滅し、かつ、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)または(2)の共済金が支払われないとき。

③ 自然災害共済契約については、「8. 共済契約の消滅」(1)の①または(2)の規定により共済契約が消滅し、かつ、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(13)から(15)までの共済金が支払われないとき。

(2) (1)の規定により払い戻す共済掛金の額は、すでに収入した共済掛金の額から既経過共済期間(1カ月にみえない端数日は切り上げます。以下同じです。)の共済掛金の額を差し引いた額とし、その既経過共済期間の共済掛金の額についてはつぎのとおりとします。

① 既経過共済期間の月数が6カ月未満のとき

月払共済掛金の額×既経過共済期間の月数

② 既経過共済期間の月数が6カ月以上12カ月未満のとき

半年払共済掛金の額+月払共済掛金の額×(既経過共済期間の月数-6)

③ 既経過共済期間の月数が12カ月以上のとき

年払共済掛金の額+月払共済掛金の額×(既経過共済期間の月数-12)

(3) (1)の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、火災共済契約については第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)または(2)の共済金が支払われたとき、また、自然災害共済契約については第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(13)から(15)までの共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する返戻金を共済契約者に払い戻しません。

12. 消滅の場合の未払込共済掛金の精算

「8. 共済契約の消滅」(1)の①または(2)の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、その共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

第8章 共済契約の変更

1. 共済契約による権利義務の承継

(1) 共済契約者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき人は、承継の申し出の日において共済の目的との関係がつぎの①または②のいずれかに該当する人でなければなりません。

① 共済の目的の所有者

② ①の人と生計を一にする親族

(2) 共済契約者が「3. 通知義務」(1)の⑤の規定にもつぎ共済の目的の譲渡につきこの会に通知する場合において、その共済の目的の譲渡が親族または共済契約の発効日もしくは更新日において共済契約関係者であった人への譲渡であるときは、共済契約者は、(1)の規定にもつぎ、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継させることができます。

(3) 共済契約者が死亡した場合には、相続人がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(4) 共済契約者が死亡してから当該共済期間の満了日までに(3)の規定による承継手続きがなされなかった場合において、その共済契約は、その満了日の翌日の午前零時に消滅します。

(5) (1)および(3)の規定により共済契約者となる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

2. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの(1)から(3)までについて変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知しなければなりません。

(1) 共済契約者の氏名、住所または居居表示

(2) 共済の目的の所在地の居居表示

(3) 第1章「16. 指定代理請求人」(2)に規定する指定代理請求人の氏名

3. 通知義務

(1) 共済契約者は、つぎの①から⑨までのいずれかの事由が発生した場合に、遅滞なく、この会の定める書式によりその旨をこの会に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

① 他の契約等を締結すること。

② 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、もしくは増築すること。

③ 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第1章「5. 共済の目的とすることのできる建物」(2)の①または②の規定により1年以内に人が入居することを条件として、この会が共済の目的として承諾した建物にあっては、1年をこえて空家または無人とすること。

④ 共済の目的を移転または変更すること。

⑤ 共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の人に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。

⑥ 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除きます。

⑦ ②から⑥までの事由以外で、共済の目的である建物が、第1章「5. 共済の目的とすることのできる建物」の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第1章「6. 共済の目的とすることのできる家財」の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

⑧ 共済の目的である家財を収容する建物に居住する同居家族数が変更となること。

⑨ 借家人賠償責任特約を付帯する共済契約にあっては、「II 借家人賠償責任特約条項」における第1章「1. 借家人賠償責任特約締結の要件」に規定する要件をみたさなくなること。

- (2) この会は、(1)の通知を受けて、第7章「7. 通知義務による共済契約の解除」(4)の規定を適用せず共済契約の継続を承諾するときは、その旨を共済契約者に通知します。この場合において、通知の内容が(1)の③の事由の発生である場合には、この会は、この会が定める基準によりその建物の適正な維持管理ができると認められる場合に限り、共済契約の継続を承諾します。
- (3) 共済契約者は、この会が(1)の事由の発生に関する事実の確認のために行う共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、または妨げてはなりません。

4. 共済契約の中途変更

- (1) 共済契約者は、共済期間の中途において「2. 氏名または住所の変更」および「3. 通知義務」に規定する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この会の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印のうえこの会に提出しなければなりません。
- (2) (1)の場合にあつては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約者は、(1)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) この会は、(1)の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知します。この場合において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (5) (1)の申し出をこの会が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとします。

5. 共済掛金の返還または追徴

- (1) 共済期間の中途において、「3. 通知義務」または「4. 共済契約の中途変更」にもとづいて共済契約を変更し、共済掛金の額が変更となるときには、この会は、未経過期間に対する変更前の共済契約にもとづく共済掛金の額と変更後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返還し、または追徴します。
- (2) (1)に規定する未経過期間は、「3. 通知義務」にもとづく通知の日の翌日または「4. 共済契約の中途変更」にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とします。ただし、1カ月にみない端数日を切り捨てます。
- (3) (1)の規定にもとづき、この会が、追徴となる共済掛金(「追加共済掛金」といいます。以下同じです。)を請求した場合において、共済契約者は、この会が定める基準によりこの会が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければなりません。
- (4) この会は、(3)のこの会が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができます。
- (5) (2)に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、(3)のこの会が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされなかったものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を支払います。

- (6) この会の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、この会は、その共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返還または追徴を行いません。

6. インターネット扱

共済契約者は、「Ⅷ インターネット特別条項」に規定するインターネット特別を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の保全(「Ⅷ インターネット特別条項」における「3. 共済契約の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続きをすることができます(以下「インターネット扱」といいます)。

CO・OP火災共済・自然災害共済では、「Ⅷ インターネット特別条項」のお取り扱いをしておりません。

第9章 雑 則

1. 期間の計算

- (1) この契約規定において、月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この契約規定において、月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

2. 時 効

- (1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
- (2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または返戻金を払い戻す義務を免れます。
- (3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。
- (4) 共済契約者は、この会が共済掛金または返戻金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済掛金または返戻金を返還する義務を免れます。

3. 残存物および盗難品の権利の帰属

- (1) この会が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権は、この会がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この会に移転しません。
- (2) 盗取された共済の目的について、この会が第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(15)の共済金を支払う前にその共済の目的が回収された場合には、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(15)の②イの費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

- (3) この会は、盗取された共済の目的について、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(15)の①アおよびイの共済金を支払った場合には、この会が支払った共済金の額の共済の目的の価額に対する割合に応じて、その共済の目的について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) 盗取された共済の目的について、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(15)の①アおよびイの共済金を支払った後に、その盗取された共済の目的が発見された場合には、共済金受取人は、支払いを受けた共済金から盗取された共済の目的を回収するために支出した費用を控除した残額をこの会に支払って、その共済の目的の所有権その他の物権を取得することができます。

4. 代位

- (1) 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、この会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのはつぎのいずれかの額を限度とします。
- ① この会が損害の額の全額を共済金として支払った場合
共済金受取人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、この会に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済金受取人は、この会が取得する(1)の債権または(2)の債権の保全および行使ならびにそのためにこの会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とします。

5. 質入れをする場合

共済金を請求する権利を質入れする場合には、この会の承諾を受けるとします。

6. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

7. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

8. 身体障害等級別支払割合表の変更

- (1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」といいます。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が

改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を通知します。
- (3) (2)の通知があり、共済契約者が別表第1「身体障害等級別支払割合表」の変更を承諾しないときには、(2)の規定により変更した「身体障害等級別支払割合表」が適用される日の前日までに、その旨をこの会に通知してください。
- (4) この会は、共済契約者から(3)の通知があったときには、当該共済契約者の共済契約は、(2)の規定により変更した「身体障害等級別支払割合表」が適用される日の前日をもって解約されたものとみなします。
- (5) この会は、(3)の通知がなされないまま、(2)の規定により変更した「身体障害等級別支払割合表」が適用される日を経過したときは、共済契約者が「身体障害等級別支払割合表」の変更を承諾したものとみなします。

9. 通知の方法

共済契約者または共済金受取人等に対するこの会の通知は、つぎの住所または住居表示に発すれば足りるものとします。

- (1) 第1章「11. 共済契約の申込みと成立」(1)の⑤の住所
- (2) 第1章「13. 共済契約の更新」(4)の⑤の住所
- (3) 第8章「2. 氏名または住所の変更」による通知を受けた場合その住所または住居表示
- (4) 第8章「3. 通知義務」(1)の④による通知を受けた場合はその住所または住居表示

10. 定めのない事項の取扱い

この契約規定に規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

II 借家人賠償責任特約条項

第1章 借家人賠償責任特約の締結

1. 借家人賠償責任特約締結の要件

借家人賠償責任特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合であり、かつ、つぎの(1)から(3)までのすべてに該当する場合に限り、締結するものとします。

- (1) 借用戶室が基本契約家財を収容するとき。
- (2) 借用戶室が共済契約関係者の所有でないとき。
- (3) 被共済者とその借用戶室の貸主（転貸人を含みます。以下同じです。）との間で、借用戶室の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき。

2. 借家人賠償責任特約における定義

- (1) この特約において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	定義
借戸室	被共済者が借用する建物の戸室をいいます。この場合において、借戸室を有する建物が併用住宅のときは、もっぱら居住する部分をいいます。
基本契約家財	共済の目的である家財をいいます。

(2) この特約において、以下の用語の定義は、「I 一般条項」における第1章「2. 定義」の用語の定義にかかわらず、つぎのとおりとします。

用語	定義
代理請求人	被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求をすることができる人をいいます。

3. 被共済者の範囲

この特約における被共済者は、「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」の規定にかかわらず、借戸室の借主とします。ただし、借戸室の借主は共済契約関係者でなければなりません。

4. 共済金受取人

この特約における共済金受取人は、「I 一般条項」における第1章「15. 共済金受取人」の規定にかかわらず、被共済者としてします。

第2章 借家人賠償責任特約共済金額

1. 借家人賠償責任特約共済金額

- (1) 借家人賠償責任特約1口についての共済金額は、10万円とします。
- (2) 借家人賠償責任特約共済金額の最高限度は、4,000万円とします。
- (3) 同一の借戸室について、借家人賠償責任特約を分割して締結する場合には、分割されたすべての借家人賠償責任特約共済金額の合計額が、(2)の額をこえない範囲で借家人賠償責任特約共済金額を設定することができます。

第3章 借家人賠償責任特約共済金の支払い

1. 借家人賠償責任特約共済金の支払い

- (1) 共済金を支払う事由（支払事由）
共済期間中に発生した被共済者の責に帰すべき事由に起因するつぎの①から③までのいずれかの事故により、基本契約家財を収容する借戸室が損壊または焼失した場合において、被共済者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害に対して、共済金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 破裂または爆発
 - ③ 給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれ（以下「漏水等」といいます。）
- (2) 借家人賠償責任特約共済金の種類は、つぎのとおりとします。
 - ① 損害賠償共済金
 - ② 賠償費用共済金
- (3) 同一の借戸室につき、分割された借家人賠償責任特約がある

場合には、分割されたすべての借家人賠償責任特約の借家人賠償責任特約共済金額を合算し、同一の借戸室ごとに契約されたものとして共済金を算出します。

(4) 損害賠償共済金

① 共済金の額	ア 被共済者が借戸室の貸主に支払うべき損害賠償金とします。 イ アの規定にかかわらず、(1)の事故に起因して、「I 一般条項」における第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(9)の修理費用共済金が支払われる場合には、アに規定する損害賠償共済金からその額を差し引いた額を支払います。 ウ アの損害賠償金は、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことにより共済金受取人が代位取得する物がある場合には、その価額を差し引いたものとします。
② 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、借家人賠償責任特約共済金額を限度とします。

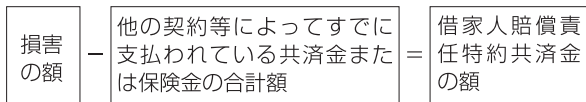
(5) 賠償費用共済金

① 共済金の額	この会が支払う賠償費用共済金の額は、つぎのAからウまでの費用の合計額とします。ただし、イおよびウの費用は、(4)①の損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額をこえる場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合により支払います。 ア 被共済者が第4章「1. 事故発生の際の義務および義務違反」(1)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち、この会が必要または有益であったと認める費用および第4章「1. 事故発生の際の義務および義務違反」(1)の③の手続きのために必要な費用 イ 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ウ 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
② 共済金の額の限度	1回の共済事故につき、借家人賠償責任特約共済金額を限度とします。

2. 他の契約等がある場合

- (1) この会が「1. 借家人賠償責任特約共済金の支払い」(2)に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、この会は、つぎの①または②により算出した額を借家人賠償責任特約共済金として支払います。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とします。

- ① 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき
他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額
- ② 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき



3. 借家人賠償責任特約共済金を支払わない場合

(1) この会は、借用戶室がつぎの①から⑩までのいずれかの事由により損壊または焼失したことにより被共済者がこうむった損害に対しては借家人賠償責任特約共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意
- ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
- ③ 借用戶室の改築、増築または取りこわし等の工事
- ④ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等
- ⑥ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ④から⑦までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- ⑨ 発生原因がいかなる場合でも、④から⑦までの事由による事故の延焼または拡大
- ⑩ ④から⑦までの事由に伴う秩序の混乱

(2) この会は、被共済者がつぎの①または②に規定する損害賠償責任を負担することによりこうむった損害に対しては借家人賠償責任特約共済金を支払いません。

- ① 被共済者と借用戶室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ② 被共済者が借用戶室を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

4. この会による援助

この会は、必要と認めた場合には、借用戶室の貸主からの損害賠償の請求につき、被共済者の求めにより援助および助言を行うことができます。

第4章 借家人賠償責任特約共済金の請求

1. 事故発生時の義務および義務違反

(1) 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止につとめること。
- ② つぎの事項を遅滞なく、この会に通知すること。
 - ア 事故発生の日時、場所、事故の状況ならびにこれらの事項について証人となる人があるときはその人の住所、氏名または名称
 - イ 借用戶室の貸主の住所および氏名または名称
 - ウ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容
 - エ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。）

- ③ 第三者に対し損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合にはその権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合において、その全部または一部を承諾しようとするときは、あらかじめ、この会の承諾を得ること。
- ⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起されたとき、または提起しようとするときは、ただちに書面によりこの会へ通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、またはこの会が行う損害の調査に協力すること。

(2) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合には、この会はつぎの①から④までの金額を差し引いて共済金を支払います。

- ① (1)の①に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額。
- ② (1)の②、⑤および⑥に違反したときは、そのことによりこの会がこうむった損害の額。
- ③ (1)の③に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額。
- ④ (1)の④に違反したときは、損害賠償責任がないと認められる額。

(3) 共済契約者または被共済者が(1)の⑥の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

2. 借家人賠償責任特約共済金の請求権の発生

この特約にかかる共済金の請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したとき、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときから発生し、行使することができるものとします。

3. 代理請求人による借家人賠償責任特約共済金の代理請求

(1) 被共済者が共済金を請求できないつぎの①または②に定める特別な事情がある場合には、代理請求人が別表第5の「各共済金請求の提出書類」を提出して、この会の承諾を得て、共済金を請求することができます。

- ① 共済金の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたとき。
- ② ①に準じる状態（被共済者が死亡した場合を除きます。）であるときこの会が認めたとき。

Ⅲ 類焼損害保障特約条項

第1章 類焼損害保障特約の締結

- (2) (1) の共済金の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②に定めるいずれかの人であることを要します。
- ① 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の配偶者
 - ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金を請求できない特別な事情がある場合（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとの会が認めたとときをいいます。）には、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の3親等内の親族
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合には、代理請求人は共済金を請求することができません。
- ① 被共済者の代理人に、共済金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - ③ 代理請求人が、故意または重大な過失により、被共済者を(1)の①または②の状態に該当させたとき。
- (4) この会は、(1) および (2) の規定により共済金を代理請求人に支払った場合には、その後重複して共済金の請求を受けても支払いません。

第5章 雑則

1. 準用

この特約について定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、「I 一般条項」にかかる規定を準用します。この場合においてつぎの用語は以下のとおり読み替えます。

- (1) 「I 一般条項」における第1章「11. 共済契約の申込と成立」(2) および (3) の規定中、「共済契約申込者」とあるのは「共済契約申込者または被共済者になる人」に読み替えます。
- (2) つぎの規定中、「共済契約者」とあるのは「共済契約者または被共済者」と読み替えます。
- ① 「I 一般条項」第1章
 - ア 「13. 共済契約の更新」(5) および (6)
 - ② 「I 一般条項」第7章
 - ア 「1. 詐欺等による共済契約の取消し」(1)
 - イ 「6. 告知義務違反による共済契約の解除」(1) から (4) まで
 - ウ 「7. 通知義務による共済契約の解除」(1) および (3)
 - ③ 「I 一般条項」第8章
 - ア 「3. 通知義務」(1) および (3)
 - イ 「4. 共済契約の中途変更」(2) および (3)

1. 類焼損害保障特約締結の要件

- (1) 類焼損害保障特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとします。
- (2) 共済契約関係者は、「I 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の単位」に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約は締結できません。

2. 類焼損害保障特約における定義

- (1) この特約において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	定義
類焼保障被共済者	類焼保障対象物の所有者であり、「3. 類焼保障被共済者の範囲」に規定する人をいいます。
類焼保障対象物	「4. 類焼保障対象物の範囲」に規定するものをいいます。
基本契約建物	別表第3「共済の目的の範囲」に規定する共済の目的である建物をいいます。
基本契約家財	別表第3「共済の目的の範囲」に規定する共済の目的である家財をいいます。
基本契約家財を収容する建物	別表第3「共済の目的の範囲」に規定する建物をいいます。
基本契約建物に収容する家財	別表第3「共済の目的の範囲」に規定する家財をいいます。
他契約優先支払規定	他の契約等がある場合に、損害の額から他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の額を差し引いた残額を類焼損害共済金または類焼損害保険金として支払う旨を定めた規定をいいます。

- (2) この特約において、以下の用語の定義は「I 一般条項」における第1章「2. 定義」の用語の定義にかかわらず、それぞれ以下のとおりとします。

用語	定義
代理請求人	類焼保障被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求をすることができる人をいいます。
他の契約等	類焼保障対象物の全部または一部を保障の対象とし、類焼保障被共済者の全部または一部が共済金または保険金の受取人となる共済契約または保険契約をいいます。

3. 類焼保障被共済者の範囲

- (1) 類焼保障被共済者は、類焼保障対象物の所有者とします。ただ

し、2人以上の類焼保障被共済者が同居の親族の關係に該当する場合にはそれらの世帯主を、また、類焼保障対象物が区分所有建物の共用部分である場合には管理組合または管理組合法人を、類焼保障被共済者とみなして、第3章「類焼損害共済金の支払い」の「1. 類焼損害共済金の支払い」から「3. 複数の類焼保障被共済者がいる場合の類焼損害共済金の支払額」までの規定を適用します。

- (2) (1) の場合において、類焼保障被共済者が類焼保障被共済者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限ります。ただし、第4章「1. 事故発生時の義務および義務違反」に規定する類焼保障被共済者としての権利を取得し、義務を負担するのは事故が発生した場合とします。

4. 類焼保障対象物の範囲

(1) 類焼保障対象物とは、つぎの①から③までのいずれかに該当する建物およびこれらに収容される家財をいいます。

- ① 人が居住している住宅または併用住宅
- ② 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用の貸別荘を除きます。）
- ③ 常時、居住の用に供しうる状態にある空家（建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。）

(2) (1) の建物には、つぎの①から④までのものを含みます。

- ① 従物
- ② 付属設備
- ③ 付属工作物
- ④ 付属建物

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、つぎの①から⑥までの建物は、類焼保障対象物に含まれません。

- ① 基本契約建物
- ② 基本契約家財を収容する建物
- ③ 共済契約関係者の所有する建物（当該建物が共有である場合には、共済契約関係者以外の人の共有持分を含む。ただし、当該建物が区分所有建物である場合には、共用部分のうち共済契約関係者以外の人の共有持分を除きます。）
- ④ 建築中または取り壊し中の建物（損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。）
- ⑤ 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（区分所有建物である場合には、共用部分のうちこれらの人以外の人の共有持分を除きます。）

(4) (1) の規定にかかわらず、つぎの①から⑩までの家財は、類焼保障対象物に含まれません。

- ① 基本契約家財
- ② 基本契約建物の収容される家財。なお、基本契約建物が借戸室を有している場合には、借戸室またはこれに収容される家財から事故が発生した時におけるその借戸室に収容される家財とします。
- ③ 共済契約関係者が所有、使用または管理する家財
- ④ 家財を収容する建物内で現実に生活を営んでいる人以外の人が所有権を有する家財

- ⑤ 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。）その他これらに類する物
- ⑥ 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- ⑦ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑧ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
- ⑨ 自動車（道路運送車両法昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいいます。）およびその付属品
- ⑩ 動物、植物等の生物
- ⑪ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

5. 共済金受取人

この特約における共済金受取人は、「I 一般条項」における第1章「15. 共済金受取人」の規定にかかわらず類焼保障被共済者となります。

第2章 類焼損害保障特約共済金額

1. 類焼損害保障特約共済金額

1億円とします。

第3章 類焼損害共済金の支払い

1. 類焼損害共済金の支払い

<p>(1) 共済金を支払う事由（支払事由）</p>	<p>類焼保障対象物につき、共済期間中に、つぎの①から④までのいずれかから発生した火災、破裂または爆発（共済契約関係者以外の人の所有物で共済契約関係者以外の人が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発を除きます。）により損害（滅失、損傷または汚損をいい、消防または避難に必要な処置を含みます。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。以下この章において同じです。）が生じた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本契約建物 ② 基本契約建物の収容される家財 ③ 基本契約家財 ④ 基本契約家財を収容する建物 <p>※ 基本契約建物が借戸室を有している場合には、(1)の規定中「共済契約関係者以外の人の所有物」とあるのは「共済契約関係者および共済契約関係者の許諾を得て基本契約建物の居住する人以外の人の所有物」と読み替えます。</p>
<p>(2) 共済金の額</p>	<p>類焼保障対象物につき、火災、破裂または爆発により生じた損害の額に相当する額とします。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p>

(3) 共済金の額の限度	① 1回の共済事故につき、支払限度額を限度とします。
	② 支払限度額は、類焼損害保障特約共済金額とします。ただし、この会が類焼損害共済金を支払った場合には、その共済事故が生じたとき以後の共済期間に対しては、類焼損害保障特約共済金額からすでに支払った類焼損害共済金の額の合計額を差し引いた額とします。

2. 他の契約等がある場合

(1) この会が「1. 類焼損害共済金の支払い」に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があるときは、この会は、つぎの算式により算出した額を類焼損害共済金として支払います。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とします。

損害の額	−	他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	類焼損害共済金の額
------	---	-------------------------------	---	-----------

なお、他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額には、事故が発生したことによって発生する費用に対する共済金または保険金を含みません。以下、この特約において同様とします。

(2) 他契約優先支払規定を有する他の契約等がある場合

(1) に規定する他の契約等の中に他契約優先支払規定を有する他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額をこえるときは、つぎの算式によって算出した額を類焼損害共済金として支払います。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とします。

損害の額	−	他契約優先支払規定を有する他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	−	他契約優先支払規定を有しない他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	類焼損害共済金の額
------	---	---	---	---	---	-----------

3. 複数の類焼保障被共済者がある場合の類焼損害共済金の支払額

(1) 1回の共済事故において複数の類焼保障被共済者がある場合には、それぞれの類焼保障被共済者に対して、「1. 類焼損害共済金の支払い」(3)の②に規定する支払限度額を類焼保障被共済者数で除した額を限度に、「1. 類焼損害共済金の支払い」および「2. 他の契約等がある場合」の規定によって算出した額を類焼損害共済金として支払います。

(2) (1)の規定によって算出したそれぞれの類焼保障被共済者に対する類焼損害共済金の合計額が「1. 類焼損害共済金の支払い」(3)の②に規定する支払限度額にみたない場合で、かつ、(1)の規定によって算出した類焼損害共済金の額が「1. 類焼損害共済金の支払い」および「2. 他の契約等がある場合」の規定によって算出した額にみたない類焼保障被共済者（以下「追加支払対

象被共済者」といいます。）があるときは、その追加支払対象被共済者に対して、つぎの算式により算出した類焼損害共済金を追加して支払います。ただし、いかなる場合でもこの会の支払うべき類焼損害共済金の額は、「1. 類焼損害共済金の支払い」および「2. 他の契約等がある場合」の規定によって算出した額を限度とします。

「1. 類焼損害共済金の支払い」(3)の②に規定する支払限度額	×	それぞれの類焼保障被共済者に対する(1)の規定によって算出した類焼損害共済金の合計額	−	それぞれの追加支払対象被共済者に対する「1. 類焼損害共済金の支払い」および「2. 他の契約等がある場合」の規定によって算出した額	=	それぞれの追加支払対象被共済者に対する(1)の規定によって算出した類焼損害共済金の額
		それぞれの追加支払対象被共済者に対する「1. 類焼損害共済金の支払い」および「2. 他の契約等がある場合」の規定によって算出した額の合計額	−	それぞれの追加支払対象被共済者に対する(1)の規定によって算出した類焼損害共済金の額の合計額	=	その追加支払対象被共済者に対して追加して支払う類焼損害共済金の額

(3) この会は、(1)および(2)の規定にもとづき類焼損害共済金の額を算定することになる場合において、その額についてこの会と類焼保障被共済者との間で意見が一致しないときは、この会の費用により、それぞれの類焼保障被共済者の同意を得て、民事調停法（昭和26年6月9日法律第222号）にもとづく調停の手続きを行います。

4. 類焼損害共済金を支払わない場合

この会は、つぎの(1)から(10)までのいずれかの事由により生じた損害に対しては、類焼損害共済金を支払いません。

- (1) 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意
- (2) 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます。なお、類焼保障被共済者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関と読み替えます。
- (3) 類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の人が受け取るべき金額については除きます。なお、その人が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関と読み替えます。
- (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等

- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) (6) 以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) (4) から (7) までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (9) 発生原因がいかなる場合でも、(4) から (7) までの事由による事故の延焼または拡大
- (10) (4) から (7) までの事由に伴う秩序の混乱

第4章 類焼損害共済金の請求、支払時期および支払場所

1. 事故発生時の義務および義務違反

- (1) 共済契約関係者または類焼保障被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの①から⑥までの事項を行わなければならない。
 - ① 共済契約関係者または類焼保障被共済者は、損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ② 共済契約関係者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、つぎの事項を遅滞なく通知すること。
 - ア 損害発生の状況
 - イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けている場合には、その事実を含みます。以下この項目において同じです。）
 - ③ 共済契約関係者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、類焼保障被共済者に対し、この共済契約の内容を遅滞なく通知すること。
 - ④ 類焼保障被共済者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、つぎの事項を遅滞なく通知すること。
 - ア 損害発生の状況
 - イ 他の契約等の有無および内容
 - ⑤ 共済契約関係者または類焼保障被共済者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、この会が行うつぎの事項に協力すること。
 - ア 損害が生じた類焼保障対象物もしくは類焼保障対象物の敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた類焼保障被共済者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転すること。
 - イ 類焼損害共済金の支払いを目的とした類焼保障対象物にかかる損害および他の契約等の内容の調査
- (2) 共済契約関係者または類焼保障被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合には、つぎの①および②の金額を差し引いて類焼損害共済金を支払います。
 - ① (1)の①に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額。
 - ② (1)の②から⑥までに違反したときは、この会がこうむった損害の額。

2. 類焼損害共済金の請求、支払時期および支払場所

- (1) この会に対するこの特約にかかる共済金の請求権は、第3章「1. 類焼損害共済金の支払い」に規定する損害が生じたときから発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 類焼保障被共済者は、別表第5「各共済金請求の提出書類」で規定する書類を提出することにより共済金を請求するものとします。
- (3) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または類焼保障被共済者に対して、(2)に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、または調査への協力を求めることができます。この場合において、共済契約者または類焼保障被共済者は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 共済契約者または類焼保障被共済者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- (5) この会は、類焼損害共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後 30 日以内に、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この項目において「必要な調査」といいます。）を終えて、この会の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとします。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑥までのいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、それぞれに掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要などとき	
④	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他法令にもとづく照会が必要などとき	180日
⑤	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	

- (6) この会は、つぎの場合において、(5)の規定中「必要な請求書類がすべてこの会に到着した日」とあるのを、つぎのとおり読

2. 盗難保障特約における定義

(1) この特約において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	定義
基本契約家財	別表第3「共済の目的の範囲」に規定する共済の目的である家財をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第2章 盗難保障特約共済金額

1. 盗難保障特約共済金額

300万円とします。

第3章 盗難共済金の支払い

1. 盗難共済金の支払い

(1) 共済金を支払う事由 (支払事由)	<p>共済期間中に発生した盗難によりつぎの①から③までのいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届出をした場合</p> <p>① 基本契約家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合</p> <p>② 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつぱら通路に利用されているものを除きます。）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合</p> <p>③ 基本契約家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、つぎのすべてをみたましに限ります。 ア 共済契約関係者が、盗取を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと イ 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと</p>
(2) 共済金の額	<p>① 盗難共済金の額は、盗難により生じた損害の額に相当する額とします。この場合において、(1)の①および②の損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とします。</p> <p>② 盗取されたものを回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、その盗取されたものの価額を限度として(1)の損害の額に含まれるものとします。</p> <p>③ (1)の①または②の損害について、火災等共済金または持ち出し家財共済金に規定する共済金が支払われる場合には、火災等共済金または持ち出し家財共済金を優先して支払います。この</p>

(2) 共済金の額	<p>場合において、その損害の額が、支払われる火災等共済金または持ち出し家財共済金をこえるときは、①の規定にかかわらず、その損害の額から、火災等共済金または持ち出し家財共済金を差し引いた残額を盗難共済金として支払います。</p>
(3) 共済金の額の限度	<p>① 1回の共済事故につき、盗難保障特約共済金額を限度とし、かつ、(1)の②および③による損害については、それぞれつぎのアからウまでの額を限度とします。 ア 持ち出し家財の盗難 60万円 イ 通貨の盗難 20万円 ウ 預貯金証書の盗難 200万円</p> <p>② 基本契約家財につき、分割された基本契約がある場合で、かつ、その分割された基本契約に盗難保障特約が付帯されている場合には、1回の共済事故につき、この会が支払う盗難共済金の合計額は、つぎの額を限度とします。ただし、この場合においても、この盗難保障特約において支払う盗難共済金の額は①に規定する額を限度とします。 ア (1)の①の損害については、各盗難保障特約共済金額の合計額 イ (1)の②および③の損害については、(3)の①のアからウまでに規定する額</p>

2. 他の契約等がある場合

(1) この会が「1. 盗難共済金の支払い」に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額をこえるときは、この会は、つぎの①または②により算出した額を盗難共済金として支払います。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とします。

① 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

$$\boxed{\text{支払限度額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{盗難共済金の額}}$$

② 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

$$\boxed{\text{支払限度額}} - \boxed{\text{再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{盗難共済金の額}}$$

(2) (1)の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、つぎのとおりとします。

	共済金の種類	支払限度額
①	「1. 盗難共済金の支払い」 (1) ①の共済金	損害の額
②	「1. 盗難共済金の支払い」 (1) ②の共済金	1回の共済事故につき、60万円 (※)または損害の額のいずれか 低い額 ※ 他の契約等に、限度額が60万 円をこえるものがある場合には、 これらの限度額のうち最も高い額
③	通貨	1回の共済事故につき、20万円 (※)または損害の額のいずれか 低い額 ※ 他の契約等に、限度額が20万 円をこえるものがある場合には、 これらの限度額のうち最も高い額
	「1. 盗難共済金の支払い」(1) ③ の共済金 預貯金証書	1回の共済事故につき、200万円 (※)または損害の額のいずれか 低い額 ※ 他の契約等に、限度額が200 万円をこえるものがある場合に は、これらの限度額のうち最も 高い額

3. 盗難共済金を支払わない場合

この会は、つぎのいずれかの事由により生じた損害に対しては、盗難共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除きます。）が基本契約家財を収容する建物外にある間に生じた盗難
- (4) 置き忘れ、紛失、置引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。）その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいいます。）の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (8) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (9) (8) 以外の放射線照射または放射能汚染
- (10) (6)から(9)までの事由により発生した事故の拡大
- (11) 発生原因がいかなる場合でも、(6)から(9)までの事由による事故の拡大

(12) (6)から(9)までの事由に伴う秩序の混乱

第4章 雑 則

1. 盗難品の権利の帰属

- (1) 盗取された共済の目的について、この会が第3章「1. 盗難共済金の支払い」の共済金を支払う前にその共済の目的が回収された場合には、第3章「1. 盗難共済金の支払い」(2)の②の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (2) この会は、盗取された共済の目的について、第3章「1. 盗難共済金の支払い」(1)の①および②の共済金を支払った場合には、この会が支払った共済金の額の共済の目的の価額に対する割合に応じて、その共済の目的について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) 盗取された共済の目的について、この会が第3章「1. 盗難共済金の支払い」(1)の①および②の共済金を支払った後に、その盗取された共済の目的が発見された場合には、共済金受取人は、支払いを受けた共済金から盗取された共済の目的を回収するために支出した費用を控除した残額をこの会に支払って、その共済の目的の所有権その他の物権を取得することができます。

2. 準 用

この特約について定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、基本契約にかかる規定を準用します。

V 風水害等不担保特則条項

1. 風水害等不担保特則の適用

この特則は、風水害等による損害を不担保とする場合に適用します。

2. 風水害等不担保特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結または更新する際、もしくは共済期間中途において、共済契約者等から申し出があった場合に限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が、マンション構造でなければなりません。

3. 風水害等による損害の不担保

- (1) この特則を付帯する火災共済契約においては、この会は、「I 一般条項」における第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(2)、(9)および(12)の規定にかかわらず、それぞれに規定する風水害等共済金、風水害等により損害が生じたことによる修理費用共済金および付属建物等風水害共済金を支払いません。
- (2) この特則を付帯する自然災害共済契約においては、この会は、「I 一般条項」における第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(13)および(18)の規定にかかわらず、それぞれに規定する風水害等共済金、風水害等により損害が生じたことによる付属建物等特別共済金を支払いません。

4. 分割された契約がある場合

この特則は、「I 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の

単位」に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき締結するこの契約規定にもとづくすべての基本契約に、付帯するものとします。

VI 掛金口座振替特別条項

1. 掛金口座振替特別の適用

この特別は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特別の締結

- (1) この特別は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特別を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「11. 共済契約の申込みと成立」(7)の規定にかかわらず、この会が初回掛金を初めて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(3) および (5) の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。
- (3) (1) および (2) の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (6) この特別により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領

取証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1) の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特別の消滅

つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、この特別は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特別の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。



風水害等給付金付火災共済・
自然災害共済

別 表

別表第1「身体障害等級別支払割合表」……	91
別表第2「火災等の定義」……	98
別表第3「共済の目的の範囲」……	99
別表第4「共済契約の種類」……	103
別表第5「各共済金請求の提出書類」……	104

別表第1「身体障害等級別支払割合表」

1. 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質の変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他この会が認めるものをいいます。

2. 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

(平成23年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	100%
	2 そしゃく及び言語の機能を廃したものと	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するものと	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するものと	
	5 削除	
	6 両上肢をひじ関節以上で失ったものと	
	7 両上肢の用を全廃したものと	
	8 両下肢をひざ関節以上で失ったものと	
	9 両下肢の用を全廃したものと	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	100%
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するものと	
	2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するものと	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したものと	100%
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないものと	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないものと	
5 両手の手指の全部を失ったもの	90%	

障害等級	身体障害	支払割合
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	80%
	2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したものと	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	70%
	1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	2 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	3 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
	2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
	5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと	
	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	50%
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
4 削除		

障害等級	身体障害	支払割合		
第7級	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	50%		
	6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの			
	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの			
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの			
	9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの			
	10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの			
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの			
	12 外ばうに著しい醜状を残すもの			
	13 両側のこう丸を失ったもの			
	第8級		1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	45%
			2 せき柱に運動障害を残すもの	
			3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	
			4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	
5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの				
6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの				
7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの				
8 1上肢に偽関節を残すもの				
9 1下肢に偽関節を残すもの				
10 1足の足指の全部を失ったもの				
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	30%		
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの			
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの			
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの			
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの			
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの			
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			
	6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの			
	7 1耳の聴力を全く失ったもの			
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			
7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの				

障害等級	身体障害	支払割合
第9級	8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	30%
	9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	11 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	11の2 外ばうに相当程度の醜状を残すもの	
	12 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	20%
	1の2 正面視で複視を残すもの	
	2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	5 削除	
	6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの	
	7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		
10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	15%
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 せき柱に変形を残すもの	
	6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの	
	7 削除	
8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの		
9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		

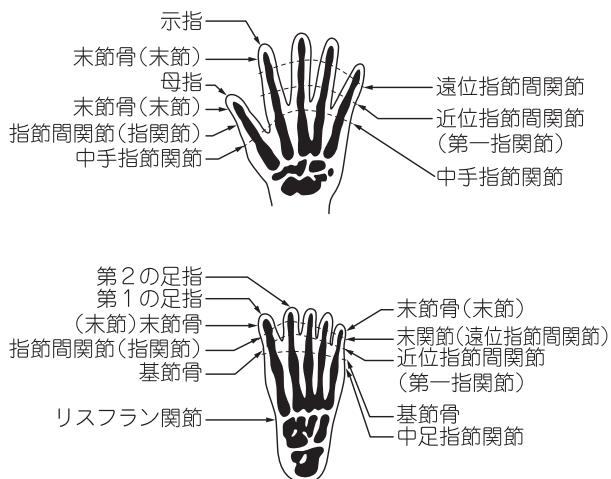
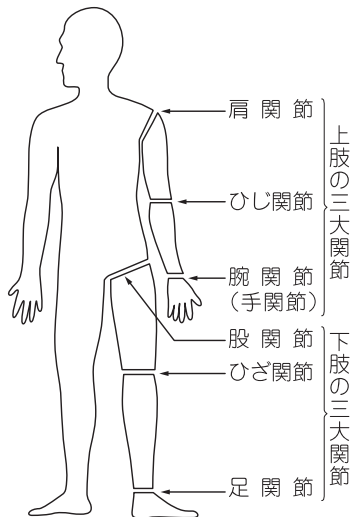
障害等級	身体障害	支払割合
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	10%
	2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	4 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの	
	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8 長管骨に変形を残すもの	
	8の2 1手の小指を失ったもの	
	9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの	
	10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの	
	12 局部にがん固な神経症状を残すもの	
	13 削除	
14 外ばうに醜状を残すもの		
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの	7%
	2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	2の2 正面視以外で複視を残すもの	
	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	4 1手の小指の用を廃したものの	
	5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	6 削除	
	7 削除	
8 1下肢を1センチメートル以上短縮したものの		
9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの		
10 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの		
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	4%
	2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの		

障害等級	身体障害	支払割合
第14級	4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	4%
	5 削除	
	6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの	
9 局部に神経症状を残すもの		

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
 - 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 - 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
 - 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- ※身体部位の名称については、次頁の「身体部位の名称」でご確認ください。

身体部位の名称



別表第2「火災等の定義」

(1) 火災	人の意図に反してもしくは放火によって発生し、または人の意図に反して拡大する、消火の必要のある燃焼現象であり、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいいます。
(2) 落雷	—————
(3) 破裂・爆発	気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいいます。
(4) 水ぬれ	つぎのいずれかの事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。ただし、風水害等によるもの、雨水等の吹き込みおよび漏入によるもの、ならびに共済契約関係者が所有する建物および家財について存在する欠陥または腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等によるものを除きます。 ア 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故 イ 共済契約関係者以外の方が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故 ウ 洗濯機・浴槽等設備本体に連なる常設された排水管部分より生じた不測かつ突発的な事故(注)
(5) 車両の衝突	車両またはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。ただし、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触を除きます。
(6) その他の破損	(1) から(5)までに該当しない、つぎのいずれかの事故をいいます。ただし、共済契約関係者およびこれらの人と当該事故の発生にかかわった人の加害行為を除きます。 ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊。ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除きます。 イ アに該当しないその他突発的な第三者の直接加害行為で、損害(所有者の意思に反して持ち出された物の損害を除きます。)の額が5万円以上のもの。

(注) マンション構造でのみ火災等の定義に含むこととし、それ以外の構造区分では火災等の定義に含みません。

別表第3「共済の目的の範囲」

共済契約において保障の対象となる範囲は、つぎに規定するものとします。

1. 共済の目的である建物

(1) 共済の目的である建物とは、共済契約関係者が所有するもの、または、もっぱら使用もしくは管理するものうち、つぎの共済金の種類ごとにその範囲に含むものとして規定するものをいいます。

共済金の種類	共済の目的である建物の範囲					
	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物	専用使用権付共用部分
ア 火災等共済金	含む	含む	含む	含む	—	—
イ 風水害等共済金	含む	含む	—	—	—	—
ウ 失火見舞費用共済金	含む	含む	含む	含む	含む	含む
エ バルコニー等修繕費用共済金	—	—	—	—	—	含む
オ 漏水見舞費用共済金	含む	含む	—	—	—	—
カ 付属建物等風水害共済金	—	—	—	含む	—	—
キ 類焼損害共済金	含む	含む	含む	含む	含む	含む
自然災害共済	ク 風水害等共済金	含む	含む	—	—	—
	ケ 地震等共済金	含む	含む	—	—	—
	コ 盗難共済金	含む	含む	—	—	—
	サ 地震等特別共済金	含む	含む	—	—	—
	シ 付属建物等特別共済金	—	—	—	含む	—

(注)

- (a) 建物は「Ⅰ 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の単位」の規定によるものとします。
- (b) 建物が「Ⅰ 一般条項」における第1章「5. 共済の目的とすることのできる建物」(1)の③のただし書に規定する併用住宅の場合には、従物および付属設備は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分と接続したもので、または機能的に一体となったものに限り、共済の目的である建物に含まれます。
- (c) この表にかかわらず、付属工作物および付属建物のうちもっぱら営業目的に使用しているものは、共済の目的である建物に含まれません。
- (d) この表のウ、オおよびキは、各共済金が対象とする事故が、この範囲から発生した場合に保障の対象となることを示します。

(2) 共済契約関係者が所有するものうち、建物(従物、付属設備、付属工作物および付属建物を含み、(1)注書き(a)～(c)のとおりとします。)に設置されたつぎのものが、それぞれに規定する共済金の支払事由に該当するときは、共済の目的として取り扱いします。

- ア 専用水道管または水管もしくはこれらに類するもの
水道管凍結修理費用共済金
- イ 風呂釜および浴槽
風呂の空だき見舞金

(3) この規定において、「Ⅰ 一般条項」における第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(2)、(5)および(8)に規定する「共済の目的である家財を収容する建物」ならびに「Ⅲ 類焼損害保障特約条項」における第3章「1. 類焼損害共済金の支払い」(1)に規定する「基本契約家財を収容する建物」の範囲に含むものは、それぞれ(1)のとおりとします。

(4) この規定において、「Ⅲ 類焼損害保障特約条項」における第1章「4. 類焼保障対象物の範囲」に規定する「基本契約建物」および「基本契約家財を収容する建物」の範囲に含むものは(1)のとおりとします。ただし、注書き(a)から(d)はつぎのとおり読み替えます。

(注)

(a) 建物は「Ⅰ 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の単位」の(1)の規定によるものとします。

(5) この規定において、「Ⅰ 一般条項」における第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(13)、(14)および(17)に規定する「共済の目的である家財を収容する建物」の範囲に含むものは、それぞれ(1)のとおりとします。

2. 共済の目的である家財

(1) 共済の目的である家財とは、共済契約関係者が所有するものうち、つぎの共済金の種類ごとに規定する建物の範囲に収容されるものをいいます。

共済金の種類	家財を収容する建物の範囲					軒下
	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物	
火災共済	ア 火災等共済金	含む	含む	含む	含む	含む
	イ 持ち出し家財共済金	含む	—	—	—	—
	ウ 類焼損害共済金	含む	含む	含む	含む	含む
	エ 盗難共済金	含む	—	—	—	—

	家財を収容する建物の範囲	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物	共用部分	専用使用権付	軒下
	共済金の種類								
自然災害共済	オ 風水害等共済金	含む	—	—	—	—	—	—	—
	カ 地震等共済金	含む	—	—	—	—	—	—	—
	キ 盗難共済金	含む	—	—	—	—	—	—	—

(注)

- (a) 建物は「Ⅰ 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の単位」の規定によるものとします。
- (b) この表のウは、類焼損害共済金が対象とする事故が、この範囲から発生した場合に保障の対象となることを示します。
- (2) 家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有する従物および付属設備は共済の目的である家財に含まれます。
- (3) 家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有するもののうち、建物（従物、付属設備、付属工作物および付属建物を含み、1. (1) 注書き (a) ～ (c) のとおりとします。）に設置された風呂釜および浴槽が、風呂の空だき見舞金の支払事由に該当するときは、共済の目的として取り扱いします。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、つぎに規定するものは、共済の目的である家財に含まれません。ただし、通貨および預貯金証書が「Ⅰ 一般条項」における第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(15) の①のウの事由および「Ⅳ 盗難保障特約条項」における第3章「1. 盗難共済金の支払い」(1) の③の事由に該当した場合には、これらを共済の目的として取り扱いします。
- ア 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。）その他これらに類する物
- イ 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- ウ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- エ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
- オ 自動車(道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条第2項で定めるものをいいます。)およびその付属品
- カ 動物、植物等の生物
- キ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(5) この規定において、「Ⅲ 類焼損害保障特約条項」における第3章「1. 類焼損害共済金の支払い」に規定する「基本契約建物に収容される家財」とは、(1)に規定する建物の範囲に収容されるものをいいます。ただし、(4)アからキまでに規定するものを除きます。

(6) この規定において、「Ⅲ 類焼損害保障特約条項」における第1章「4. 類焼保障対象物の範囲」に規定する「基本契約家財」および「基本契約建物に収容される家財」とは、(1)に規定する建物の範囲に収容されるものをいいます。ただし、(1)注書き(a)～(b)はつぎのとおり読み替えます。

(注)

(a) 建物は「Ⅰ 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の単位」(1)の規定によるものとします。

別表第4「共済契約の種類」

共済契約の種類は、つぎに規定するものをいいます。

1. 加入タイプ

(1) 加入タイプとは、自然災害共済契約において基本契約共済金額を異にするつぎのものをいいます。

- ア 標準タイプ
- イ 大型タイプ

(2) 加入タイプは、「1 一般条項」における第1章「7. 共済契約締結の単位」に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、同一のものとします。

2. 保障タイプ

保障タイプとは、基本契約および特則の組み合わせにより構成されるもので、建物構造区分ごとにつぎに規定するものをいいます。

	保障タイプ 契約内容	木造構造	マンション構造	
		鉄骨・耐火構造 基本タイプ	風水害 保障あり タイプ	風水害 保障なし タイプ
火災共済	基本契約	必須	必須	必須
	借家人賠償責任特約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
	類焼損害保障特約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
	盗難保障特約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
	風水害等不担保特則	—	—	付帯
自然災害共済	基本契約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
	風水害等不担保特則	—	—	(注)

(注) マンション構造の風水害保障なしタイプで、自然災害共済契約を付帯する場合には、風水害等不担保特則が付帯します。

別表第5「各共済金請求の提出書類」

1. 各共済金の請求書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済金の種類	(1) 共済金請求書	(2) 損害の状況の申告書	(3) 共済事故の証明書	(4) 示談書	(5) 共済金受取人の印鑑証明書 (建物に損害がある場合)	(6) 登記簿謄本または登記事項証明書 (建物に損害がある場合)	(7) 死亡診断書(死体検案書)	(8) 後遺障害診断書	(9) その他の必要書類
	火災共済	火災等共済金	○	○	○		○	○	
風水害等共済金		○	○	○		○	○		○
持ち出し家財共済金		○	○	○					○
失火見舞費用共済金		○	○	○					○
水道管凍結修理費用共済金		○	○	○					○
バルコニー等修繕費用共済金		○	○	○					○
漏水見舞費用共済金		○	○	○					○
修理費用共済金		○	○	○					○
住宅災害死亡共済金		○	○	○		○		○	○
風呂の空だき見舞金		○	○	○					○
付属建物等風水害共済金		○	○	○					○

提出書類 共済金の種類		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		共済金請求書	損害の状況の申告書	共済事故の証明書	示談書	共済金受取人の印鑑証明書 (建物に損害がある場合)	登記簿謄本または登記事項証明書	死亡診断書(死体検案書)	後遺障害診断書	その他の必要書類	
特約	借家人賠償責任特約共済金	○	○	○	○	○				○	
	類焼損害共済金	○	○	○		○	○			○	
	盗難共済金	○	○	○		○				○	
自然災害共済	風水害等共済金	○	○	○		○	○			○	
	地震等共済金	○	○	○		○	○			○	
	盗難共済金	○	○	○		○				○	
	傷害費用共済金	死亡	○	○	○				○		○
		障害	○	○	○					○	○
	地震等特別共済金	○	○	○							
付属建物等特別共済金	○	○	○							○	

2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、1. に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 共済契約者、被共済者または類焼保障被共済者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- (5) 共済契約者、被共済者、類焼保障被共済者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

3. この会は、各共済金請求および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。

4. 【各共済金請求の提出書類】(3)に規定する「共済事故の証明書」とは、共済事故に応じて「関係官署の罹災証明書」またはこれに代わるべき証明書とします。

巻末資料

組合員および出資金について……………107

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針…108

ご加入者の個人情報の共同利用について……………111

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて…111

全労済連絡先一覧……………113

組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、つぎの事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

8. 出資口数の減少

- (1) 組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、

当該事業年度の終わりについて出資口数を減少することができる。

- (2) 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3) 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針 —組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報 (マイナンバー等)の取扱いについて—

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

全労済は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号（マイナンバー）および本人確認のための必要最小限の情報（住所、氏名、生年月日、性別等）を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

全労済では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報取扱規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- ④ 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア. 共同利用する旨

イ. 共同で利用される個人データの項目

ウ. 共同して利用する者の範囲

エ. 利用する者の利用目的

オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

(2) 特定個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

- ① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

(1) 全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険（以下、「自賠責共済・保険」といいます。）制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいています。

(2) 全労済は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」といいます。）にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済（以下、「自動車共済」といいます。）制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および（一社）日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

(3) 全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

7. 開示・訂正・利用停止等

全労済は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先
CO・OP火災共済コールセンターまでお申し出ください

- CO・OP火災共済コールセンター 0120-6031-43(フリーダイヤル)
受付時間 月～土(祝日営業)9:00～18:00 年末年始は休み
- 責任者名称 全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)

ご加入者の個人情報の共同利用について

全労済では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがあります。これらの場合にあっても全労済としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

1. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

全労済では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの全労済への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などに伴う事務を円滑にすすめるため、つぎのように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

全労済と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、つぎの項目となります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心してCO・OP火災共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の**CO・OP火災共済専用「ご意見・ご要望」の窓口**へご相談ください。

- 専用フリーダイヤル 0120-6031-93
- 受付時間 月～金 9:00～17:00
土 9:00～16:00
(日曜日・年末年始は休み)

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「(社)日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

(社)日本共済協会 共済相談所

■ 電話 03-5368-5757



■ 受付時間 9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。


全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。


全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください。)


全労済 連絡先一覧

	所在地	電話番号
北海道	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3	 CO-OP火災共済 コールセンター  0120 -6031-43 <small>※携帯電話・PHSからも ご利用いただけます。</small> <small>ご用件番号「1」を ご選択ください。</small>
青森県	〒030-0802 青森市本町3-4-17	
岩手県	〒020-0026 盛岡市開運橋通1-1 アクトア盛岡ビル7F	
宮城県	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	
秋田県	〒010-0817 秋田市泉菅野1-1-12	
山形県	〒990-0827 山形市城南町1-18-22	
福島県	〒960-8540 福島市荒町1-21 協働会館内	
新潟県	〒950-8566 新潟市中央区新光町6-6	
茨城県	〒310-0804 水戸市白梅1-1-10	
栃木県	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4	
群馬県	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-3	
埼玉県	〒338-8504 さいたま市中央区下落合1050-1	
千葉県	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-17-1	
東京都	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8	
神奈川県	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9	
長野県	〒380-8710 長野市立町978-2	
山梨県	〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11	
静岡県	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-13-4	
富山県	〒930-8563 富山市奥田新町7-41	
石川県	〒920-8544 金沢市西念1-12-22	
福井県	〒910-0859 福井市日之出1-10-1	
愛知県	〒456-8530 名古屋市熱田区金山町1-12-7	
岐阜県	〒500-8262 岐阜市茜部本郷2-7	
三重県	〒514-0004 津市栄町4-259-1	
滋賀県	〒520-0801 大津市におの浜4-5-1	

	所在地	電話番号
奈良県	〒630-8325 奈良市西木辻町200-47	CO・OP火災共済 コールセンター  0120 -6031-43 <small>※携帯電話・PHSからも ご利用いただけます。</small> <small>ご用件番号「1」を ご選択ください。</small>
京都府	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	
大阪府	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-24-33	
和歌山県	〒640-8331 和歌山市美園町5-10-3	
兵庫県	〒650-0027 神戸市中央区中町通4-1-1	
島根県	〒690-0006 松江市伊勢宮町543-3	
鳥取県	〒680-0846 鳥取市扇町14	
岡山県	〒700-8569 岡山市北区駅元町6-26	
広島県	〒732-8505 広島市東区曙4-1-28	
山口県	〒753-0222 山口市大内矢田南7-1-1	
徳島県	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	
香川県	〒760-0011 高松市浜ノ町72-5	
愛媛県	〒790-8513 松山市辻町1-1	
高知県	〒780-0870 高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内	
福岡県	〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済マルチ天神ビル	
佐賀県	〒840-0054 佐賀市水ヶ江2-2-19	
長崎県	〒852-8016 長崎市宝栄町3-15	
熊本県	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-10-30	
大分県	〒870-0035 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ	
宮崎県	〒880-0806 宮崎市広島1-11-17	
鹿児島県	〒892-0835 鹿児島市城南町7-28	
沖縄県	〒900-0014 那覇市松尾1-18-22	

*住宅損害による事故のご連絡先 CO・OP火災共済事故受付センター  0120-6031-43
ご用件番号「0」をご選択ください。 24時間365日受付

お問い合わせ先

 **0120-6031-43**

現在のご契約に関するお問い合わせ
ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター

受付時間 月～土（祝日営業）9:00～18:00 年末年始は休み

共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡
ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター

受付時間 24時間365日

【CO・OP共済ニュース】

CO・OP共済に加入するには出資金をお支払いいただき、お近くの生協および都道府県
労済の組合員になることが必要です。



日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13

CO・OP 共済ホームページ <http://coopkyosai.coop>

落丁・乱丁がある場合はお取替えいたします。

d90d19003(2019.09.S.80.000.SP) H121-57